

**尾鷲市土砂等の埋立て等の
規制に関する条例
申請等の手引き**

令和5年5月

尾 鷲 市

この手引きは、土砂等の埋立て等の適正化を図るため、土砂等の埋立て等を行おうとする皆様に、「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和2年4月1日施行）の趣旨・内容をご理解いただき、円滑な許可申請手続きを行っていただけるよう、許可申請等に当たっての留意事項、申請書類の作成等について解説したものです。

目 次

本手引きの構成	1
1 尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要	2
(1) 条例の概要	2
(2) 土砂等を発生させる者、土地の所有者の責務等	5
(3) 命令・公表・罰則など	6
(4) 経過措置	6
2 土砂等の埋立て等を行おうとする場合	7
(1) 土砂等、土砂等の埋立て等、埋立て等区域とは	7
① 土砂等とは	7
② 土砂等の埋立て等とは	7
③ 埋立て等区域とは	7
(2) 土砂等の埋立て等を行う場合	8
① 尾鷲市による報告徴収及び立入検査	8
② その他	8
(3) 条例の許可を要する土砂等の埋立て等とは	8
① 許可を要する土砂等の埋立て等	8
(4) 条例の許可が不要な土砂等の埋立て等とは	9
① 面積規模や土砂等の発生場所に関して許可不要の場合	9
② 埋立て等を行う者に関して許可不要の場合	9
③ 他法令等に基づく許可等の処分に関して許可不要の場合	10
④ その他の許可不要の場合	11
(5) 許可の要不要まとめ	12
3 土砂等の埋立て等の許可を申請する場合	13
(1) 事前協議	13
① 事前調査・事前相談	13
② 周辺地域の住民等への説明会に関する事前協議	16
③ 周辺地域の住民への説明会の開催	16
④ 事前協議書の作成・提出	21
(2) 土地所有者への説明・同意	22
① 土砂等の埋立て等の許可申請（条例第12条）の場合	22
(3) 許可の申請	22
① 許可申請書の作成・提出	23
(4) 許可の基準等	36
① 許可の基準	36
② 許可に付す条件	41
4 土砂等の埋立て等の許可を受けた後、土砂等の埋立て等を行う場合	41
(1) 許可を受けた埋立て等の内容について変更する場合（許可、届出）	42
① 変更の許可申請か、変更届出か	42

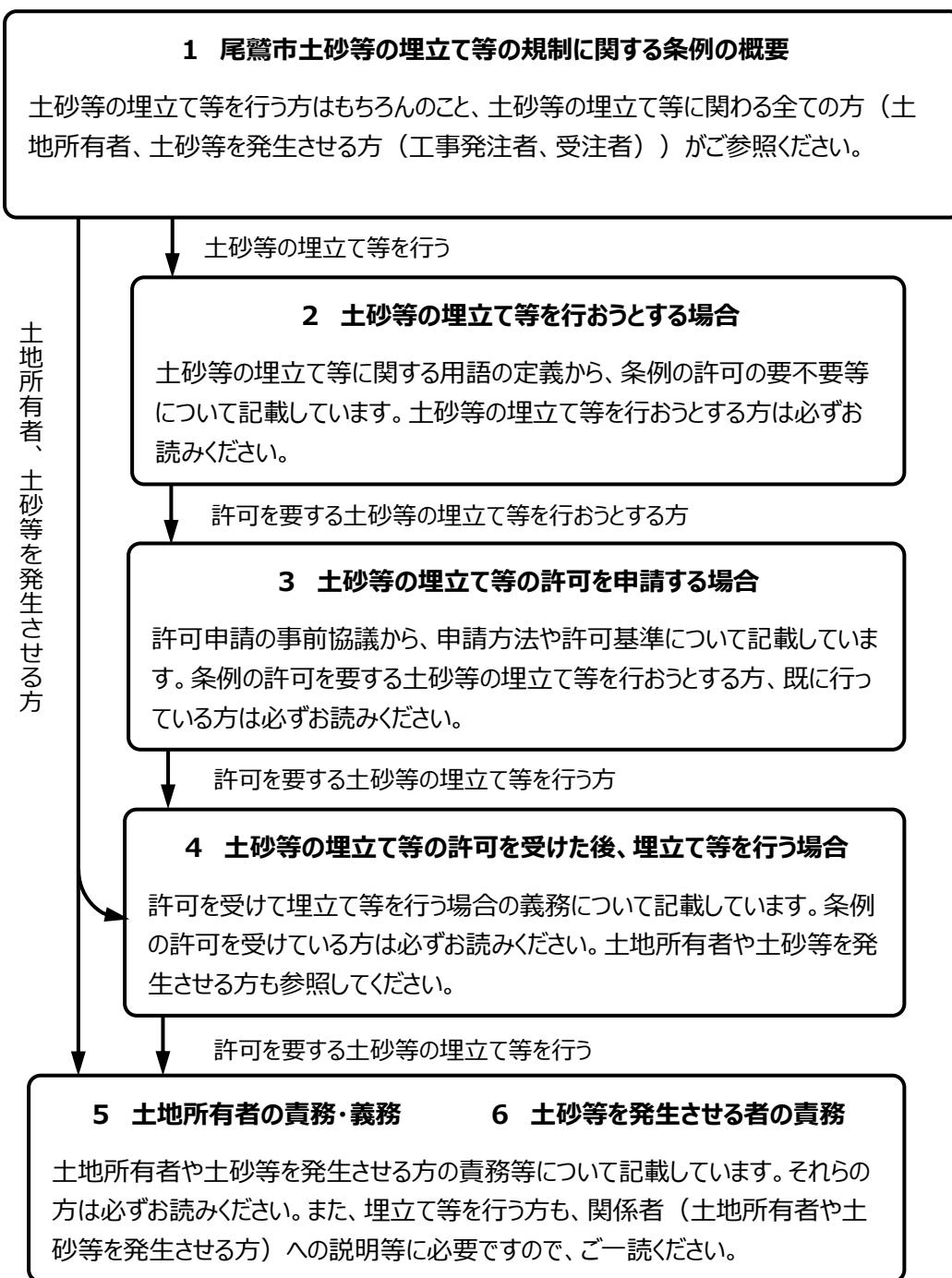
② 変更の許可	43
③ 変更の届出	47
(2) 許可を受けた後、土砂等の埋立て等を行う場合の義務等	48
① 土地の所有者への通知	48
② 着手の届出	50
③ 搬入の報告（搬入土砂等の発生元、汚染のおそれがないことの確認等）	51
④ 土砂等管理台帳の作成及び使用等された土砂等の量の報告	57
⑤ 水質調査、土壤調査及びその報告	60
⑥ 標識の掲示等	65
⑦ 関係書類の備え付け及び閲覧、保存	67
(3) 完了、廃止、休止する場合	68
① 届出	68
② 市による確認等	69
(4) 地位を承継する場合	70
① 地位承継の申請	70
② 地位承継の承認の基準	71
(5) 命令・許可の取消し	73
① 命令	73
② 許可の取消し及び土砂等の埋立て等の停止命令	73
③ 命令時の公表	73
(6) 土砂等搬入禁止区域の指定	76
① 土砂等搬入禁止区域の指定	76
② 土砂等搬入禁止区域の解除	76
(7) その他（報告の徴収・立入検査、罰則）	78
① 報告の徴収	78
② 立入検査	78
③ 罰則	78
5 土地所有者の責務・義務	80
(1) 土地所有者の責務	80
(2) 土地所有者の義務	80
① 埋立て等に同意する場合	80
② 埋立て等に同意した場合	80
(3) 土地所有者への勧告・命令	81
① 土地所有者への勧告	81
6 土砂等を発生させる者の責務	82
(1) 土砂等を発生させる者の責務（全ての方）	82
(2) 土砂等を発生させる者の責務（許可を有する埋立て等区域に土砂等を搬入する方）	82
手引様式	83

本手引きの構成

この手引きは、土砂等の埋立て等を行おうとする皆様に、条例の趣旨・内容をご理解いただくとともに、許可申請にあたっての留意事項、申請書類の作成等について解説したものです。

また、土砂等の埋立て等に関わる様々な方（土地所有者の方、土砂等を発生させる方（建設工事の発注者、受注者））にも参考としていただけるよう、それぞれの責務や関連する資料を掲載しています。

土砂等の埋立て等の適正化のために有効にご活用ください。



尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例

令和2年4月1日施行

【条例の目的】（条例第1条）

土砂等の埋立て等に関する市、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

1 尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

（1）条例の概要

① 責務

- 埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努める必要があります。
- 災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務があります。

② 埋立て等の許可

- 埋立て等区域の面積が1,000 m²以上3,000 m²未満であり、かつ高さが1mを超える場合は、市の許可が必要です。（一団の区域内の複数の行為は、合算した面積となります。）
(3,000 m²以上は三重県条例の対象です。)
- 許可期間は3年以内です。
- 許可を要しない場合もあります。[⑧⑨参照]

③ 許可申請前の手続き等

- 申請内容及び説明会の概要等について、市と事前に協議しなければなりません。
- 土地所有者の同意を得なければなりません。
- 周辺地域の住民等に対して説明会を開催しなければなりません。

④ 許可の基準

- 欠格要件（破産者、本条例の命令・取消しを受け5年を経過しない者、暴力団員やその関係者など）に該当しないこと。
- 埋立て等を的確に、かつ継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。
- 管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名が明らかであること。

- ・土砂等の埋立て等が施工されている間、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていること。
- ・埋立て等区域の土地及び土砂等の堆積の形状や施設の計画が構造基準に適合していること。
- ・地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。

⑤ 許可を受けた者の義務

許可を受けた者は、次の報告・届出等を行わなければなりません。

- ・許可を受けた内容を土地の所有者へ通知
- ・埋立て等に着手したときは、10日以内に市に届け出
- ・搬入する土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認し、報告（搬入前）
- ・土砂等管理台帳を作成（毎月）し、使用した土砂等の量などを報告（4月と10月の年2回）
- ・水質調査を実施し、その結果を報告（半年に1回、及び完了（廃止）時）
- ・氏名又は名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置 など

⑥ 申請から完了（廃止）までの流れ

【申請前】

- ・事前協議（目的、位置及び面積、期間、形状、搬入計画、資力の確認等）
- ・土地所有者の同意
- ・周辺地域の住民等への周知（説明会の開催）



【申請書の提出】

- ・条例、規則に記載の資料を添付
(埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面等、土地の所有者の同意書、災害の防止上及び生活環境の保全上の措置関係書類、資力の確認、搬入計画、周辺地域の住民等の意見書などを添付)



【許 可】

- ・許可基準への適合（欠格要件、資力基準、技術基準、水質検査に係る措置等）



【搬入前】

- ・土砂等の埋立て等の着手届の提出
- ・搬入土砂等の発生場所、汚染のおそれがないことの確認、報告



【搬入中】

- ・土砂等管理台帳の作成（毎月）、標識の掲示、境界標の設置
- ・使用した土砂等の量の報告（4月と10月の年2回）
- ・水質調査の実施、その結果の報告（半年に1回）



【完了（廃止）時】

- ・水質及び土壤調査
- ・完了（廃止）届 → 完了検査
- ・災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置（必要に応じて）

⑦ 関係書類の閲覧等

- ・許可事業者は、事業が施工されている間、許可に係る土砂等管理台帳及び条例の規定により市長に提出した書類の写しを、災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。
- ・市は、埋立て等許可の申請があったときは、事業の完了等の届出があつた日までの間、条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供します。

⑧ 許可を要しない場合

次の土砂等の埋立て等は条例による許可は不要です。

- (i) 当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの
- (ii) 国、地方公共団体が行うもの
- (iii) 公共団体が行うもの（図表 2-1 参照 [p. 9]）
- (iv) 他法令の許可等によるもの（図表 2-2 参照 [p. 10]）
- (v) その他許可を要しないもの（図表 2-3 参照 [p. 11]）

⑨ 形状及び構造上の基準を適用除外する法令等

地すべり等防止法第 18 条第 1 項の許可を要する行為

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項の許可を要する行為

三重県砂防指定地等管理条例第 4 条第 1 項の許可を要する行為

（2） 土砂等を発生させる者、土地の所有者の責務等

① 土砂等を発生させる者の責務

- ・建設工事の発注者又は請負人は、その事業活動に伴って土砂等が発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めることが必要です。

② 土地の所有者の責務・義務

- ・所有する土地において、不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。
- ・埋立て等の施工状況を、月に 1 回以上確認する必要があります。
- ・許可の内容と明らかに異なるときは、埋立て等の中止などを求め、市に報告する必要があります。
- ・これらの義務を怠った場合には、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう、勧告や命令を受ける場合があります。

(3) 命令・公表・罰則など

① 命令・立入・公表

- 市長は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は土砂等の埋立て等の停止を命ずることができます。
- 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者又は土地の所有者に対して報告を求めることができます。また、立入検査を行うことができます。
- 市長は、命令をしたときは、命令を受けた者の氏名又は名称、命令の内容を公表することができます。

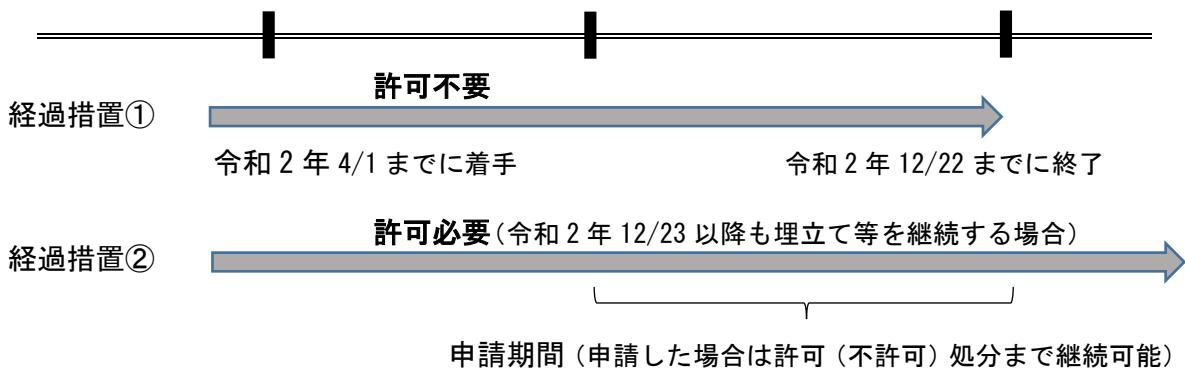
② 罰則

- 命令違反、無許可、搬入禁止命令違反、報告義務違反、届出義務違反など、最大で2年以下の懲役又は100万円以下の罰金などの刑罰が科されることがあります。

(4) 経過措置

① 条例施行の際、現に土砂等の埋立て等を行っている者

令和元年12/23（条例公布日） 令和2年4/1（施行日） 令和2年12/22（公布から1年）



② 条例施行の際、現に法令又は他の条例による許可、認可その他の処分を受けている者

次の規定による許可、認可を受けている者が行う土砂等の埋立て等については、当該許可等に係る期間が満了するまでの間は、条例第8条から第27条までの規定は、適用しない。

森林法第10条の2第1項又は第34条第2項の許可（準用規定を含む）	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可
地すべり等防止法第18条第1項許可	採石法第33条の認可
砂利採取法第16条の認可	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の許可
三重県砂防指定地等管理条例第4条第1項の許可	三重県土採取規制条例第4条の認可

2 土砂等の埋立て等を行おうとする場合

(1) 土砂等、土砂等の埋立て等、埋立て等区域とは

条例で使用している用語の定義について説明します。(条例第2条関係)

① 土砂等とは

条例の対象となる「土砂等」とは、土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土が該当します。

- 「土砂」は、建設工事などにより発生した土、砂又はこれらと礫、砂利が集まつたものです。
- 岩石や化石などの自然物が混入又は付着されているものも含みます。
- 「改良土」は、土砂にセメントや石灰などの改良材を混合し、安定処理されたものです。
- 「再生土」は、産業廃棄物である汚泥(建設汚泥や浄水汚泥など)が適正に処理(脱水、混練など)され、土砂と同様の形状を有するものです。(RCなどは該当しません。)
- 有価物か無価物かは問いません。(再生土は除く)
- 廃棄物処理法に規定する産業廃棄物(汚泥、アスファルトやコンクリートの破片・塊など)や土壤汚染対策法に規定される「汚染土壤」は該当しません。
(それらは廃棄物処理法や土壤汚染対策法の規定により、土砂等とは別に処理・処分してください。)
- 土砂等に該当するかどうか不明な場合はお問い合わせください。

② 土砂等の埋立て等とは

条例の対象となる「土砂等の埋立て等」とは、次の「埋立て」、「盛土」その他の土地への土砂等の堆積を行う行為です。将来の搬出を前提とする一時的な堆積も対象となります。

なお、「切土」のみ(発生土は場外に搬出)の場合は、該当しません。

□ 埋立て

- ・周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること。
- ・例えば、建設残土等で山間部の谷地を埋め立てる「残土処分場」などが該当します。

□ 盛土

- ・周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、その形状の変更の予定がないもの。
- ・例えば、農地や宅地の造成などが該当します。

□ 堆積

- ・周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、将来の形状の変更(搬出)が予定されているもの。
- ・一時保管を含みます。例えば、ストックヤードやいわゆる「仮置き」などが該当します。

③ 埋立て等区域とは

埋立て等区域とは、次のようなものです。

- 事業用地の外から搬入した土砂等を直接、埋立て及び盛土、堆積する土地の区域です。
- 進入路や調整池、展開検査等を行う場所や緩衝地帯等は原則含みません。ただ、進入路等自体も土砂等の埋め立て等により造成する場合は「埋立て等区域」に該当します。
- また、許可に際しては「埋立て等区域」だけでなく、災害防止や生活環境保全のために必要な施設等の「埋立て等に供する施設」にも各種基準が適用されることにご留意ください。

(2) 土砂等の埋立て等を行う場合

① 尾鷲市による報告の徴収及び立入検査 (条例第33条関係)

土砂等の埋立て等を行う者に対し、この条例の施行に必要な限度において、市から次のことを求める場合があります。これらの求めに対応しなかった場合、罰則が適用される場合があります。(条例第33条)

- 市は、土砂等の埋立て等の施工の状況等について報告を求めることがあります。
- 市は、土砂等の埋立て等を行う者等の管理事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、土砂等もしくは排水を無償で収去し、又は関係者に質問することがあります。

② その他

土砂等の埋立て等の土地の改変については、この条例以外にも、都市計画法及び宅地造成等規制法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、三重県砂防指定地等管理条例をはじめ、各種法令により規制が設けられています。土砂等の埋立て等を行おうとする方は、これらの法令等の規制の内容や手続きについて、関係機関に確実に確認するようにしてください。

(3) 条例の許可を要する土砂等の埋立て等とは (条例第8条関係)

① 許可を要する土砂等の埋立て等

土砂等の埋立て等区域の面積が1,000m²以上3,000m²未満であり、かつ高さが1mを超える埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ市の許可を受ける必要があります。(※1参照)(条例第8条、同規則第8条第8号)

- 埋立て等区域を含む一団の土地の区域の面積が1,000m²以上3,000m²未満であれば、許可是必要となります。(※2)

□次節(4)に該当する埋立て等の場合は許可是不要です。

※1 3,000m²以上かつその高さが1mを超える土砂等の埋立て等は、県の許可を受ける必要があります。

※2 一団の土地の区域について

複数の埋立て等の区域(1,000m²未満)が隣接等し、それら「一団の土地の区域」の面積が1,000m²以上となる場合、許可が必要となります。

「一団の土地の区域」とは、次の(a)～(c)のいずれかに該当するものである場合に、個々の行為を一体の行為と捉えて、1,000m²以上になるとして取り扱う区域です。

このため、たとえ、埋立て等を行う者が別の者であっても、「一団の土地の区域」に該当する

場合があります。また、複数の行為を行おうとする場合などでは、個々の行為面積では許可対象とならなくても、「一団の土地の区域」として許可対象となる可能性がありますので、必ず市への事前相談を行ってください。

- (a) 物理的一体性（土砂埋立て等を行う土地が隣・近接しているか）
 - ・対象となる土地が接しており、ひとまとまりとなっているなど、物理的な一体性を有していること。
- (b) 機能的・計画的・主体的一体性（埋立て等の行為が相互に関連しているか）
 - ・二つ以上の土地の土砂等の埋立て等が一連の計画（排水施設の共用など）のもとに、その時期、目的等について密接な関連を持っていること。
- (c) 既行為地の施工状況及び施工時期の近接性
 - ・既行為地が完全に施工済み（先に埋立て等が行われた土地が既に土地利用されているか等）でない場合や既行為との施工時期が近接している場合。

(4) 条例の許可が不要な土砂等の埋立て等とは (条例第8条関係、同規則第6~8条関係)

次の①～④に掲げる土砂等の埋立て等は、条例による許可は不要です。(条例第8条関係、同規則第6~8条関係)

① 面積規模や土砂等の発生場所に関して許可不要の場合 (条例第8条第1号・2号、規則第8条第8号)

- 土砂等の埋立て等の面積が1,000m²未満若しくは3,000m²以上、又は埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と、埋め戻し等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1m以下の場合は市の許可は不要です。(ただし、当該埋立て等の区域を含む一団の土地の面積が1,000m²以上3,000m²未満の場合を除く。((3)①参照))
- 土地の造成等の事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行う埋立て等（外部から土砂等の搬入がない場合）は許可不要です。

② 埋立て等を行う者に関して許可不要の場合 (条例第8条第3号、同規則第6条)

- 土砂等の埋立て等を行う者（発注する場合も含む）が、図表2-1に掲げる団体等の場合、許可不要です。

図表2-1 許可を要しない団体等

国	地方公共団体
土地改良区・土地改良区連合	土地区画整理組合
市街地再開発組合	日本下水道事業団
土地開発公社	中日本高速道路株式会社

国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるもののが2分の1以上を出資している法人であって、土砂等の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として市長が公示して定めるもの

③ 他法令等に基づく許可等の処分に関して許可不要の場合（条例第8条第4号～第7号、同規則第

7条第1号～第11号、同規則第8条第5号～第7号）

□図表2-2に掲げる法令等の処分を受けて土砂等の埋立て等を行う場合は、許可は不要です。

□ただし、当該法令等の処分を受けた区域に隣接して、さらに埋立て等を行う場合は、必ずご相談ください。

図表2-2 許可を要しない特定の法令の処分等による埋立て等

採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可若しくは同法第9条第1項の規定による変更の許可に係る一般廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等又は同法第15条第1項の規定による許可若しくは同法第15条の2の6第1項の規定による変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等
土壤汚染対策法第22条第1項の規定による許可又は同法第23条第1項の規定による変更の許可に係る汚染土壤処理施設において行う土砂等の埋立て等
港湾法第37条第1項（第2号を除く。）の許可
道路法第24条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第32条第1項若しくは同法第91条第1項の許可
土地区画整理法第4条第1項の認可又は同法第76条第1項の許可
都市公園法第5条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）又は同法第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可
下水道法第16条（同法第25条の18及び第31条において準用する場合を含む。）の承認
河川法第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可
都市計画法第29条第1項又は第2項の許可
都市再開発法第7条の9第1項の認可又は同法第66条第1項の許可
海岸法第8条第1項若しくは第37条の5の許可又は同法第13条第1項の承認
鉄道事業法第3条第1項の許可を受けた者が行う鉄道路線、停車場その他の鉄道整備における土砂等の埋立て等
三重県土採取規制条例第4条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
三重県港湾施設管理条例第3条第1項の許可
尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例第6条第1項の確認
公有水面埋立法第2条第1項の免許に係る事業における土砂等の埋立て等

(4) その他の許可不要の場合（条例第8条第8号、同規則第8条第1号～第4号・第9号）

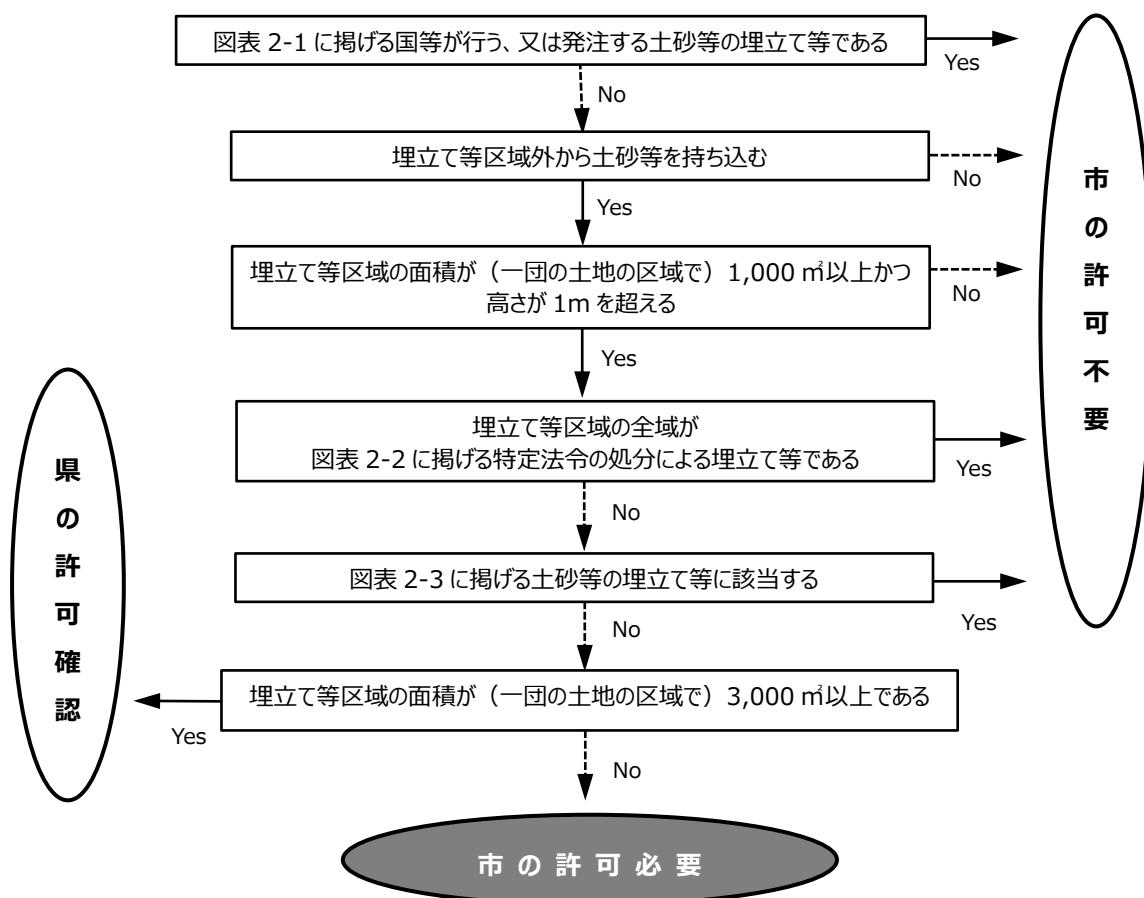
□次の土砂等の埋立て等は、許可是不要です。

図表2-3 その他許可を要しない土砂等の埋立て等

非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
コンクリート、ガラスその他の製品（改良土は含みません。）を製造し、又は加工するための原材料及び製品としての土砂等のみを用いて行う土砂等の埋立て等（主に製造のための原材料の保管を想定） (例) セメント原材料の建設発生土、ガラス原材料の珪砂など
運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂等の埋立て等
地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂等の埋立て等
土壤汚染対策法第6条第1項若しくは第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等
法令若しくは他の条例（三重県の条例を含む。）の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の埋立て等

(5) 許可の要不要まとめ

許可の要不要の判断の参考とするためのフロー（イメージ）は図表 2-4 となります。ただし、その適用が明確でない場合には、必ずご相談ください。



図表 2-4 許可の要不要の判断フロー

【参考】 提出書類について

- 提出書類は、次の事項に留意して下さい。
 - ・ フラットファイル、ファイルケース等で製本してください。
 - ・ 添付書類一覧（書類内容と目次番号をつけたもの）を作成して、添付書類の最初に挿入してください。
 - ・ 添付書類には、その種類毎に色紙又は白紙を挟み込み、目次番号を記載したインデックスをつけてください。

3 土砂等の埋立て等の許可を申請する場合

■ポイント

- 条例に基づく土砂等の埋立て等の許可を受けようとする場合、条例の規定により申請が必要です。
- 条例では、周辺住民への説明会をはじめとして、多くの規定が設けられていることから、申請手続きをより円滑に進めるため、申請者の方と市や関係機関等との間で、十分な事前の協議が不可欠と考えています。（許可審査期間は 90 日）
- 許可をする土砂等の埋立て等を行おうとする場合は、許可までに相当の時間を要しますので、可能な限り早期にご相談ください。
- 許可期間は最大 3 年となっています。なお、当該土砂等の埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われる埋立て等の場合（ストックヤードや仮置き場などの一時堆積など）も 3 年間です。
- なお、埋立て等を行う前の埋立て等区域における土壤汚染や周辺住民の反対など、埋立て等に伴う事業リスクを十分に勘案して進めるようにしてください。
- また、渓流に盛土をする行為は、雨水が集中するなど、流水の作用により、多量の土砂等が流出しやすい状態になるため、留意してください。

(1) 事前協議

■ポイント

- ここでは、事前相談、住民説明会に関する事前協議等について説明します。
- 許可申請及び変更許可申請を行う場合には、以降の円滑な手続きのために、事前相談が必要となります。
- 住民説明会については、条例第 4 第 1 項の規定のとおり、周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならないことから、分かりやすく、丁寧に説明してください。
- 住民説明会を終了したからといって、許可がなされることが確約されたものではありません。

① 事前調査・事前相談

(i) 事前調査

（ア）条例の許可の対象かどうかの調査

- 条例の許可の対象かどうかについては、前章(1.(3)～(5))をよくご覧ください。
- 該当するかどうかが明らかでない場合、又は判断に迷う場合については、必ずご相談ください。

（イ）土砂等の埋立て等を行おうとする区域に関する規制の調査

- 土砂等の埋立て等や土地の改変については、この条例以外にも、森林法、農地法、三重県砂防指定地管理条例をはじめ、様々な法令により規制が設けられています。

□土砂等の埋立て等を行おうとする方は、これらの法令等の規制について漏れなく関係機関に確認してください。

(ii) 事前相談

(ア) 市への事前相談

□事前調査が終了した時点で、許可を受けようとする埋立て等の事前相談をして下さい。

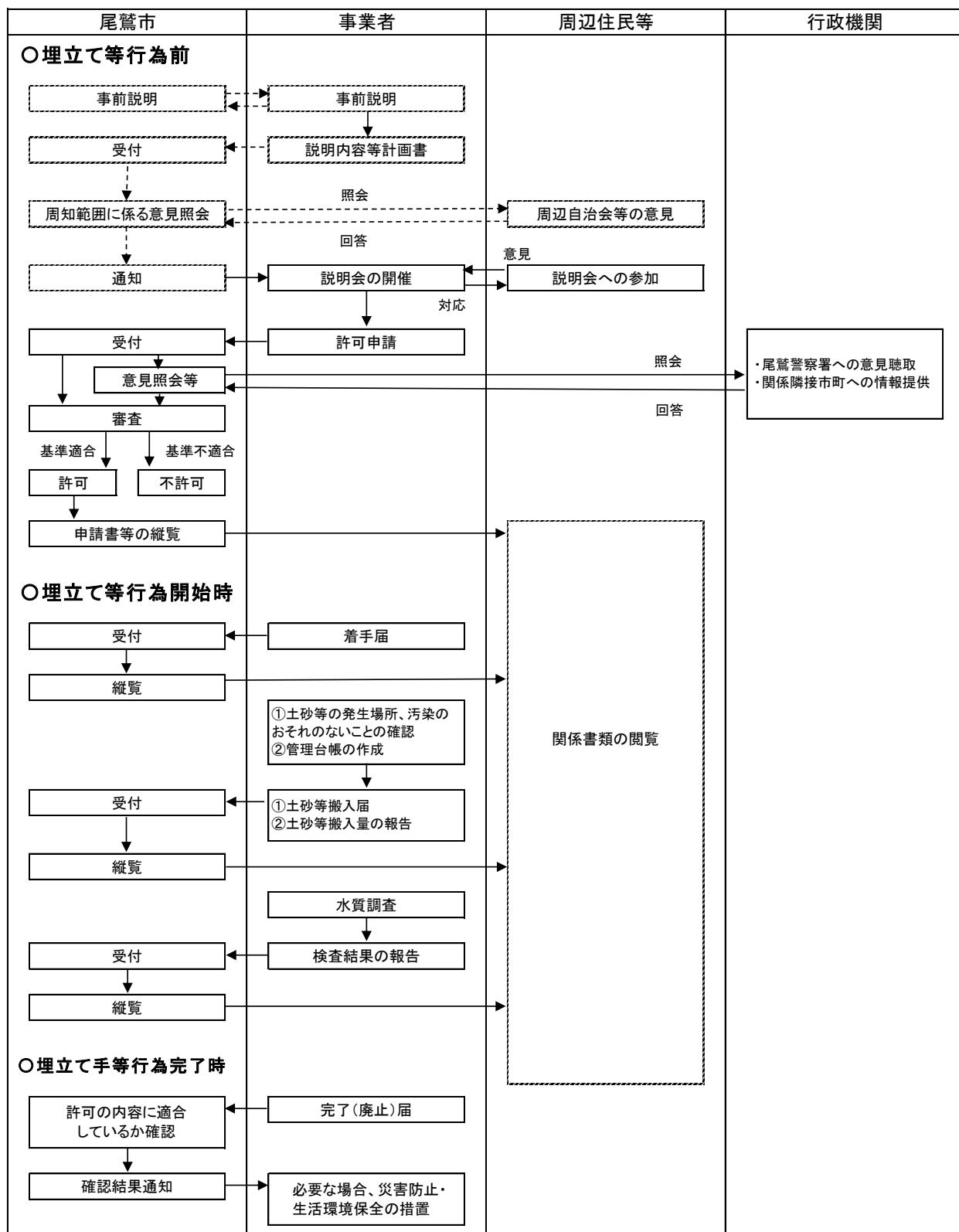
□市からは住民説明会の手順及び内容、許可申請、許可基準、許可取得後の義務等について説明します。

□欠格要件（条例第 14 条第 1 項第 1 号）に該当しないかどうか確認してください。該当する場合、許可はできません。

□また、（土地所有者の責務について理解した上で）埋立て等を行おうとする区域の土地所有者に対して、規則様式第 4 号の裏面を提示するなどの方法で当該責務について説明し、内諾を得ておくことを薦めます。

□事前相談については、以降の円滑な手続きを行うため、複数回にわたる相談が必要になる場合があります。

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例に係る手続きフロー図



図表3-1 事前協議及び許可申請の手順(フロー図)

② 周辺地域の住民等への説明会に関する事前協議

(i) 住民説明会に関する事前協議

(ア) 事前相談・事前協議

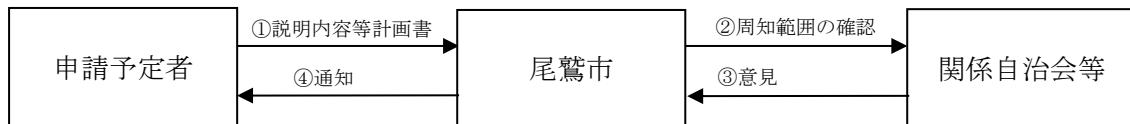
- 説明会開催範囲や周知方法、周知期間などについて事前に必ず市へ相談を行ってください。
- 説明会を開催すべき範囲は、埋立て等区域の隣接地及び同区域の属する自治会に係る区域のほか、次の区域であって、市が必要と認める区域になります。
 - ・ 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置に關係する区域
 - ・ 周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置に關係する区域
- 事前協議時には図表 3-2-1 に示す事項を記載した「説明会開催計画書（規則様式第 2 号）」及び図表 3-2-2 の添付書類を提出してください。
- 周知範囲については、関係自治会等（土砂等の崩落、飛散又は流出による災害や生活環境への影響が及ぶことが想定される地域）の意見を聴き決定した後、通知します。（図表 3-2-3）

図表 3-2-1 説明会開催計画書（規則様式第 2 号）の記載事項

1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
2 開催の予定日時
3 開催場所
4 説明を予定している内容
5 開催地域（周知を予定している範囲）
6 周知方法（期間を含む）

図表 3-2-2 説明会の説明内容等計画書（規則様式第 2 号）の添付書類

説明に使用する予定の資料（図表 3-3 に示す書面）



図表 3-2-3 周知範囲の決定の流れ

③ 周辺地域の住民への説明会の開催

(i) 住民説明会の開催前

(ア) 説明会開催日時、場所の調整

- 前項（ア）で市と相談し、周知範囲等が確定した後、説明会を開催する範囲の自治会等の代表者と、説明会の開催日時、場所、周知方法、周知期間等について調整してください。
- 説明会の開催場所については、説明会の趣旨が「周辺住民の理解を得る。」ことですので、例えば、コミュニティセンター、市町関係施設等のように、住民の方が参加や質問をしやすい環境で行うようにしてください。

□事業計画者が関与する施設での説明会の開催は、参加住民に対して心理的な圧迫感を与える可能性があるため好ましいとは言えない場合があります。

□公共施設などで説明会を実施するのに併せて、埋立て等区域で視察等も行うことは、説明会の趣旨をより反映したものであることから、望ましいものと考えます。

なお、次の(a)～(f)の事項を勘案し、説明会の趣旨に反していないと認められる場合は、土砂等の埋立て等区域又は土砂等埋立て等区域を見渡せる屋外の適当な場所で説明会を開催することもやむを得ないものと考えます。

- (a) 説明会の対象となる自治会等の代表者が反対しないこと。
- (b) 既に許可を得て行われている土砂等の埋立て等の変更に該当するなど、埋立て等区域等において説明会を開催した方が、より具体的に事業計画（進捗状況、最終の形状、盛土の高さ、排水計画、災害防止措置等）を説明できる場合であること。
- (c) 全参加者が説明及び質疑応答を十分に確認できる状態であること（拡声器の使用など）。また、それらを明瞭に録音できること。
- (d) 過去に埋立て等区域やその周辺区域において、計画している土砂等の埋立て等に関連する開発計画に関して、説明会や視察の開催実績があること。
- (e) 擁壁や囲い等による閉鎖感がなく、参加住民に対して心理的な圧迫感を与える蓋然性が低いこと。
- (f) 雨天等の悪天候時のため、室内の説明会開催場所を確保できること。

（イ）説明会の周知

□事前協議で確認した周知方法及び周知期間等により、説明会について通知を受けた範囲の周辺地域の住民に周知してください。

□説明会の周知については、説明会開催案内を説明会の対象となる自治会等の掲示板で掲示する方法や自治会等の回覧板等で回覧する方法、説明会開催案内の各戸配布や折込チラシとしての配布などの方法が考えられますが、いずれの場合でも次に掲げる事項は当該開催案内に記載しておくようにしてください。

- (a) 説明会は、条例第11条第1項に基づく説明会であること
- (b) 説明会の日時、場所（住所、施設名称、部屋番号など）
- (c) 埋立て等計画の概要
 - ・埋立て等区域の位置及び規模
 - ・事業計画者
 - ・埋立て等に使用する土砂等の量
 - ・埋立て等の期間
 - ・管理事務所の所在地及び管理責任者の氏名
- (d) 説明会開催案内に関する問い合わせ先（担当者名、電話番号、対応時間など）

□周知期間は、説明会まで2週間以上をとるようにしてください。

ただし、自治会の規模その他の実情により、周知期間を短縮しても住民への周知等について支障がないと認められる場合には、周知期間を短縮することも可能です。あらかじめ、ご相談ください。

(ii) 住民説明会の開催（条例第11条関係）

（ア）説明すべき内容

□図表3-3に掲げる事項について説明してください。

□説明会は許可申請を行う日の30日前までに開催して下さい。

□図や写真を用いるなど参加者に分かり易い説明を心がけてください。

□申請内容が全体計画の一部である場合は、全体計画についても説明してください。

（イ）説明会において定めておくこと

□埋立て等に着手後、説明会において説明した搬入計画等について、改めて周知する必要がある変更（説明会での未決定事項や変更届が必要なものを含む）が生じた場合の扱い等に關し、説明会において定めておいてください。（ただし、変更許可が必要なものについては改めて住民説明会を開催する必要があります。）

図表 3-3 説明会で説明すべき事項

住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
土砂等の埋立て等の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・目的について「残土処分」、「事業用地の造成」、「農地の造成」等を記載。 ・一時堆積（ストックヤード等）を目的としている場合は、それを説明すること。 ・跡地利用方法（住宅地、農地、ソーラーパネル）が固まっている場合は、それも説明すること。
埋立て等区域の位置及び規模 <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域の地番を全て示す、又は代表地番及びほか〇〇筆と記載した一覧を示すこと。 （「測量図および求積図」から算定した面積を示すこと。）
土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名 <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所を埋立て等区域外の場所に設置する場合は、その位置を位置図又は周辺見取図にて示すこと。なお、管理事務所は埋立て等区域から概ね30分以内に到着できる場所であること。（自動車での移動を前提とした場合でも概ね15km以内） ・管理責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を説明すること。
土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の搬入路、管理事務所等の施設を明示する図面で示すこと。
埋立て等に使用される土砂等の量（「ほぐした量」を説明すること。）（※1） <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の搬入予定量を説明すること。（m³単位で小数点以下は切り捨て） ・一時堆積の場合は、搬出予定量も説明すること。
土砂等の埋立て等の期間 <ul style="list-style-type: none"> ・完了時の計画平面図や計画縦横断面図で示すこと。 ・完了時における堆積量を超える場合には最大堆積時の計画平面図や計画縦横断面図を示すこと。
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・規則様式第1号付表1に必要事項を記載して説明すること。 ・規則様式第11号に必要事項を記載して説明すること。 ・搬入経路図を説明すること。
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置 <ul style="list-style-type: none"> ・排水の水質調査を行うための施設（排水を採取する施設）の構造、採取位置等を図面で示すこと。
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の流出を防ぐために講ずる措置（柵や沈砂池の設置等）についても説明すること。 ・周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置（粉じん飛散防止、騒音及び振動防止措置等）についても説明すること。 ・これらの措置について明示した図面で示すこと。
年間の土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量（※3）

埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状（※3）

- （※1）一時堆積（ストックヤードなど）の場合は説明不要です。
- （※2）一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状。
- （※3）一時堆積でない場合は説明不要です。

（iii）住民説明会の開催後

（ア）意見書の集約等

- 説明会終了後、直ちに議事録を作成してください。
- 説明会で出された出席者からの要望及び意見並びに許可申請までに提出された周辺地域の住民等からの意見を集約してください。
- 集約した意見とその対応状況の一覧を取りまとめ、必要に応じて許可申請内容へ反映して下さい。
- 説明会の開催状況及び意見への対応状況は「説明会の開催結果等報告書（規則様式第7号）」（図表3-4-1）に取りまとめ、意見書や議事録等と合わせて許可申請書への添付（図表3-4-2）が必要です。
- 議事録等から、図表3-3に掲げる事項について、分かりやすく説明できていないと判断できる場合には、再度の説明会実施を求める場合があります。
- 説明会の結果を受け、事業計画者が行おうとする埋立て等の内容を変更する場合には、市と協議してください。
- また、市から事業計画者に対して、埋立て等の内容の変更について協議等をする場合があります。

図表 3-4-1 説明会の開催結果等報告書（規則様式第7号）の記載事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
埋立て等区域の位置
説明会の開催日時
説明会の開催場所
説明会開催についての周知の範囲とその方法
説明者の氏名（法人にあっては、氏名及び役職名）
住民の出席者数
説明会の概要
意見書の概要
意見への対応状況
特記事項

図表 3-4-2 説明会の開催結果等報告書（規則様式第7号）の添付書類

説明に使用した資料
説明会の内容、出席者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録
住民の意見書

④ 事前協議書の作成・提出

(i) 事前協議書

(ア) 事前協議書の作成

- 市への事前相談が終了した場合、「土砂等の埋立て等事前協議書」（規則様式第1号）の作成を始めてください。
- 本協議書には、行おうとする土砂等の埋立て等の目的、区域の位置及び規模などの項目から、期間や埋立て等完了時の形状、搬入に関する計画などの将来に関する事項、さらには水質検査や災害防止のための措置まで記載する必要があります。そのため、綿密な計画を立ててから記載するようにしてください。
- また、事前協議書の提出の際には、説明会開催計画書（規則様式第2号）、埋立て等区域の位置図、現況平面図及び現況断面図、測量図及び求積図、計画平面図、計画断面図及び排水計画図、流域図や、埋立て等関係区域の土地及びこれに隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し、埋立て等関係区域内に有し、又は埋立て等関係区域に隣接する道路その他の公共施設に係る土地との境界画定図の写し、土砂等の量の計算書、土砂等の搬入経路図、土砂等の埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面、土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面、埋立て等関係区域の現況の写真、資金調達計画書（規則様式第3号）等の添付が必要となります。そのため、埋立て等に必要な工事の見積もり等の徴収など、周到な準備をしてください。
- なお、埋立て等の期間が3年を超える場合には、3年間の計画と最終の計画の両方を記載、添付してください。（一時堆積についても同様です。）
- 事前協議書の提出の際には、行おうとする土砂等の埋立て等に関する他法令の許可等についての説明や必要な資料の提出を求める場合があります。これは、本条例の許可後に遅滞なく事業が進められるかどうかの実現性を確認するためです。

(イ) 事前協議書の提出

- 事前協議書の作成が終了した場合、記載事項及び添付書類等について不足がないことを確認してください。必要な書類や記載が不足しているなど、形式的要件が整っていない場合、受理できない場合があります。
- 提出の際は、正本1部、副本2部を提出してください。副本の1部は受付後に事業計画者にお返しします。
- その後、提出された事前協議書の内容について、許可基準への適合や住民説明会への対応等に関する協議等を行うこととなります。
- なお、事前協議書については、関係機関や県、市町等と情報共有することができます。また、市や県が埋立て等を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。

(2) 土地所有者への説明・同意（条例第10条関係）

■ポイント

○この条例による許可申請（変更許可含む）又は許可に関する地位の承継を受けようとする者は、当該埋立て等区域の土地所有者に対して、行おうとする埋立て等や承継内容、土地所有者の義務等について、説明し同意を得なければなりません。（条例第10条関係）

- ・土砂等の埋立て等の許可申請（条例第8条）をしようとする場合 ⇒ ①へ [p.22]
- ・土砂等の埋立て等の変更許可申請（条例第15条第1項）をしようとする場合 ⇒ 4.(1)へ [p.42]
- ・土砂等の埋立て等の許可に関する地位承継の承認申請（条例第25条第1項）をしようとする場合 ⇒ 4.(4)へ [p.70]

○なお、土地所有者への説明事項（許可の申請内容）が確定してから最終的な同意を得る必要がありますが、市への事前相談の段階でも埋立て等の計画概要と土地所有者の責務について十分に説明しておくようにしてください。

① 土砂等の埋立て等の許可申請（条例第12条）の場合

□事業計画者は図表3-3に掲げる事項について、土地所有者に説明する必要があります。

□図や写真（図表3-2-2に掲げる書類等）を用いるなど分かり易い説明を心がけてください。

□土地所有者の同意については、「土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書」（規則様式第4号）を使用する必要があります。

□その際、当該様式の裏面に記載している「同意に当たっての留意事項」を必ず説明し、確認してもらってください。

□条例第10条の規定による、説明及び同意を得なければならない土地所有者の範囲は、「埋立て等区域」(2.(1)③参照)内の土地所有者です。しかし、許可後遅滞なく埋立て等が行われるよう、進入路や調整池、その他許可に必要な施設が存在する土地の所有者へも説明を行い、理解を得るようにしてください。

(3) 許可の申請

■ポイント

○ここでは、許可申請に必要な書類について説明します。（条例第12条関係）

○円滑な審査を行うため、(1)事前協議の内容（住民説明会及び周辺住民からの意見）を反映し、分かりやすい書面を作成してください。

○申請書類等に不備等ない場合は、許可申請を受理してから3か月程度で許可・不許可について通知します。

○なお、許可を受けずに許可を要する埋立て等を行った場合や、虚偽の申請により許可を得た場合など、罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）や撤去命令等の対象となります。

① 許可申請書の作成・提出（条例第12条関係）

（i）許可申請書の作成

- 図表3-5-1に掲げる事項について記載した「土砂等の埋立て等許可申請書」（規則様式第8号）を作成してください。
- 本申請書においては、具体的かつ分かりやすく、簡潔に記載するよう心掛けてください。
- 許可申請書の提出の際には、図表3-5-2に掲げる書類の添付が必要となります。
- なお、埋立て等の期間が3年を超える場合には、3年間の計画と最終の計画の両方を記載、添付してください。
- （事前協議の段階で）他法令の許可等についての説明や必要な資料の提出を求める場合があります。関係機関と十分に協議をしてください。

（ii）許可申請書の提出

- 説明会開催後30日を経過するまでは、許可申請書を提出することはできません。
- 許可申請書の作成が終了した場合、図表3-5-1及び3-5-2で、記載事項及び添付書類等について不足がないことを確認して下さい。
- 提出に当たっては、次のとおり、正本1部、副本2部を尾鷲市環境課に提出して下さい。副本の1部は、土砂等の埋立て等許可書（規則様式第12号）又は土砂等の埋立て等不許可通知書（規則様式第13号）と一緒に申請者にお返しします。
 - ・ フラットファイル、ファイルケース等で製本してください。
 - ・ 添付書類一覧（書類内容と目次番号をつけたもの）を作成して、添付書類の最初に挿入してください。
 - ・ 添付書類には、その種類毎に色紙又は白紙を挟み込み、目次番号を記載したインデックスをつけてください。
 - ・ A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じてください。
 - ・ 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合、その内容を示す表題を全て記載してください。
 - ・ 添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示してください。
- 後日、提出された申請書の内容について、必要に応じて、別書類の提出や補正、聞き取り等を指示する場合があります。
- なお、申請書の内容について、関係機関や県、近隣市町等と情報共有することがあります。また、市が埋立て等を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。
- 申請書類一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、以下の情報を除いて利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第23条第1項）、事業完了又は廃止後も5年間保存する必要があります。（条例第23条第2項）
- 申請書類一式（写し）は、以下の情報を除いて、尾鷲市環境課にて閲覧（条例第23条第3項）します。

【閲覧対象外の情報】

個人情報や法人等の競争業の地位や正当な利益の保護に配慮すべき情報に該当する図表3-6の情報は閲覧の対象外になります。

図表 3-5-1 土砂等の埋立て等許可申請書（規則様式第8号の記載事項）（その1）

記載事項
○氏名、住所及び生年月日 [条例第12条第1項第1号] ・申請者が法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。 ・事務所の所在地は、原則として登記事項証明書の本店所在地であるが、複数の本店が登記されていたり、事業活動の本拠地以外の本店が登記されている場合は、事業活動の本拠地の所在地を記載。
○申請者が法人にあっては、その役員（※1）の氏名、住所及び生年月日 [規則第12条第2項第1号] ・申請書（規則様式第8号）付表2と齟齬ないよう確認すること。 ・該当者がない場合は、その旨記載すること。 ※1 「役員」の定義 [条例第14条第1項第1号ウ] 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
○申請者が未成年者（※2）である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日） [規則第12条第2項第2号] ・申請書（規則様式第8号）付表2と齟齬ないよう確認すること。 ・該当者がない場合は、その旨記載すること。 ※2 「未成年者」の定義 [条例第14条第1項第1号カ]：営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
○申請者に使用人（※3）がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日 [規則第12条第2項第3号] ・申請書（規則様式第8号）付表2と齟齬ないよう確認すること。 ・該当者ない場合は、その旨記載すること。 ※3 「使用人」の定義 [規則第13条] (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者 (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者（工場長など）
○土砂等の埋立て等の目的 [条例第12条第1項第2号] ・目的について「残土処分」、「事業用地の造成」、「耕地の造成」等を記載。 ・一時堆積（ストックヤード等）を目的としている場合は、それを記載。 ・跡地利用方法（住宅地、改良農地、ソーラーパネル）が固まっている場合は、参考として（）内に記載。 ・記入例：「事業用地の造成（ソーラーパネル設置）」「残土処分」、「ストックヤードのための一時堆積」
○埋立て等区域の位置 [条例第12条第1項第3号] ・埋立て等区域の地番を全て記載。又は、代表地番及びほか〇〇筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載。 ・埋立て等区域の位置のみ記載。区域内に埋立て等行わない区域があるならば、その旨を記載（別紙での記載でも可）。

<ul style="list-style-type: none"> ・地番が区域内に入っているかどうか確認すること。 ・公図、連続図で筆数を確認すること。（公図、連続図は施設設置区域も含まれていることに注意）
○埋立て等区域の規模 [条例第12条第1項第3号] <ul style="list-style-type: none"> ・求積図等から算定した面積、最大高さを記載。m^2単位で小数点以下は切り捨て。

図表 3-5-1 土砂等の埋立て等許可申請書（規則様式第8号の記載事項）（その2）

○管理事務所の所在地 [条例第12条第1項第4号] <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所の所在地番と連絡が取れる電話番号を記載。 ・管理事務所の位置を周辺状況図等に明示。 ・管理事務所を埋立て等区域の隣接地等に設置できない場合は、埋立て等区域に概ね30分以内に到着できる場所であること。（自動車での移動を前提とした場合でも概ね15km以内） ・周辺状況図、計画平面図、施設設置計画図等に明示すること。 <p>（周辺地域の住民がその所在地を確認できるよう、目印となる公共施設、商業施設、交差点等を併せて明示）</p>
○管理責任者の氏名及び職名 [条例第12条第1項第4号] <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を記載。 ・施工計画書に、与えられている権限、勤務形態等を記載。 ・管理責任など必要な権限を与えられている者であり、埋立て等実施中は原則常駐していることが必要。 ・申請者の社員等でない場合は、委託関係等が確認できる書類も提出すること。
○土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画 [条例第12条第1項第5号] <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の埋立て等に供する施設（排水施設、調整池、沈砂池、擁壁、進入路、展開場、管理事務所など）について、その位置、構造等を記載すること。 ・周辺状況図、計画平面図等に記載した場合は、どの図面にどの施設の記載があるかを明示すること。 ・可能なものは、施設の位置、構造等のみを記載した施設設置計画図等を別途作成すること。
○埋立て等に使用される土砂等の量 [条例第12条第1項第6号] <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の搬入予定量を記載。（m^3単位で小数点以下切り捨て） ・土量換算係数を考慮して、「ほぐした量」、「締め固めた量」の両方を記載。（ストックヤード除く） ・一時堆積（ストックヤードなど）である場合、年間の土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量。 ・土量換算係数の根拠となる資料を添付すること。
○土砂等の埋立て等の期間 [条例第12条第1項第7号] <ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」としても可。 ・3年を超えないようにすること。
○最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状 [条例第12条第1項第8号] <ul style="list-style-type: none"> ・完了時の計画平面図や計画断面図を添付していることを記載。 ・完了時における堆積量を超える場合には最大堆積時の平面図や断面図を添付。 ・一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積形状。
○埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画 [条例第12条第1項第9号] <ul style="list-style-type: none"> ・搬入経路図を添付すること。 ・付表1には、以下の事項を記載。

- ・発生元事業者名、発生場所を現段階の予定で記載すること。
- ・1日当たり最大の搬入予定量については、「ほぐした土量」（m³単位で小数点以下切り捨て）で記載。搬入するダンプの台数を併せて記載すること。
- ・搬入期間は上記発生場所からの搬入を予定している期間を記載。
- ・搬入曜日及び時間については、搬入を計画している曜日と時間帯を記載。
- ・搬入土砂等の種類については、土砂、改良土、再生土を記載。
- ・搬入土砂等の区分については、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に掲げる区分（「第1種」～「第4種」）を記載。
- ・搬入経路図は、発生現場から埋立て等区域までの搬入経路図が望ましいが、少なくとも説明会を実施する周辺地域が記載された図面を使用した搬入経路図を添付すること。なお、発生元ごとの搬入経路が異なり、発生元ごとの搬入経路が把握できない場合は、搬入経路に記号・番号等を付し、付表1の発生場所の欄の右に、対応する記号・番号等を記載すること。

図表 3-5-1 土砂等の埋立て等許可申請書（規則様式第8号の記載事項）（その3）

○埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置【条例第12条第1項第10号】
<ul style="list-style-type: none"> ・水質調査施設図、排水計画図、排水施設構造図・計算書等を添付していることを記載してください。 ・排水の水質調査を行うための施設（排水を採取する施設）の名称を記載し、採水位置等を明示した1/1,000以上の平面図、構造図を「別添図面〇〇」として記載してください。 ・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできるようにすること。
○土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置【条例第12条第1項第11号】
<ul style="list-style-type: none"> ・講ずる措置（調整池、沈砂池、擁壁）について記載。 ・技術基準各項目についての適合説明一覧表を添付。 ・技術基準各項目の詳細検討内容、計算結果、図面等を添付。
○土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置【条例第12条第1項第11号】
<ul style="list-style-type: none"> ・粉じん飛散防止措置、土砂等及び雨水等流出防止措置、騒音及び振動防止措置、その他の措置を記載。（生活環境保全計画） ・これらの措置について明示した1/1,000以上の平面図を添付。

【注意】○添付書類を参照する場合は、参考すべき添付書類番号と、その書類のどの部分を参考すべきかを記載すること。

（例「添付書類〇一〇の・・・部を参照」）

○全体計画（3年以上）の一部計画（3年分）の申請の場合は、全体計画についても記載すること。

図表 3-5-2 土砂等の埋立て等許可申請書の添付書類（その1）

添付書類
1. 申請者関係証明書類
(1) 申請書（規則様式第8号）付表2
<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人の場合に、役員を記載。 ・申請者が未成年者である場合に、法定代理人を記載。

<ul style="list-style-type: none"> 申請者に使用人がある場合に当該使用人について記載。 該当ない場合は、斜線を記載して下さい。
(2) 申請者住民票等（申請者が個人の場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> ○申請者の住民票の写し〔規則第12条第3項第1号〕 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの。
(3) 法人登記事項証明書等（申請者が法人の場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> ○申請者の登記事項証明書〔規則第12条第3項第1号〕
(4) 役員住民票（申請者が法人の場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> ○申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し（本籍必要）〔規則第12条第3項第2号〕 <ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役、監査役等も必要。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの。
(5) 法定代理人住民票等（申請者が未成年の場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> ○申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、その登記事項証明書）及び役員の住民票の写し〔規則第12条第3項第3号〕 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの。
(6) 使用人住民票 <ul style="list-style-type: none"> ○申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し〔規則第12条第3項第4号〕 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの。
(7) 誓約書 <ul style="list-style-type: none"> ○申請者が条例第14条第1項第1号アからクまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（規則様式第9号）〔規則第12条第3項第5号〕
2. 土地の登記事項証明書等
(1) 土地登記事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域（＊）の土地登記事項証明書〔規則第12条第3項第11号〕 <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> * 土砂等の埋立て等に供する施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）が設置される区域。以下同じ。
(2) 公図の写し <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の公図の写し〔規則第12条第3項第11号〕 <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番を記入したもの。 ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。
(3) 連続図（公図の写しが複数枚に及ぶ場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> ○公図の写しが複数枚に及ぶ場合は、連続図（合成図） <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番を記入したもの。 ・作成年月日、作成者名を記載。

- ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。

図表 3-5-2 土砂等の埋立て等許可申請書の添付書類（その 2）

添 付 書 類
3. 土地所有者同意書（法定外公共物等同意書含む） <ul style="list-style-type: none"> (1) 土地所有者同意書（埋立て等区域内） <ul style="list-style-type: none"> ○土砂等の埋立て等区域の土地の所有者の同意を得たことを証する書面（規則様式第4号）【条例第12条第3項】 ・埋立て等区域の土地が複数ある場合には、少なくとも地権者名、地番及び面積を記載した一覧を添付すること。 ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と齟齬がないよう確認。 (2) 埋立て等区域外の施設設置区域の使用権を有する書類 <ul style="list-style-type: none"> ○土砂等の埋立て等区域以外の土地（施設設置区域）の使用承諾書又は土地利用に係る契約書等【規則第12条第3項第25号】 <ul style="list-style-type: none"> ・地番が複数ある場合には、少なくとも地権者名、地番及び面積を記載した一覧を添付すること。 ・施設設置区域については申請書の「土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認。
4. 広域位置図 <ul style="list-style-type: none"> (1) 広域位置図 <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の位置図【規則第12条第3項第6号】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の交通網、河川等の水系、地形及び集落等周辺状況が判別できるもの。（色分すること。） ・縮尺は1/25,000～1/10,000程度。方位及び縮尺を記載。
5. 周辺状況図 <ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺状況図 <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面【条例第12条第3項】 <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるもの。（1/5,000の地形図） ・方位及び縮尺を記載。 ・可能ならば、施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）を記載。 ・管理事務所を土砂等の埋立て等区域以外の場所に設置する場合は、その位置を明示すること。なお、この場合、管理事務所は埋立て等区域に概ね30分以内に到着できる場所であること。（自動車での移動を前提とした場合でも概ね15km以内） ・広域位置図、現況図面等で代用できる場合は、添付省略可能。
6. 現況図面等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 現況平面図 <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図【規則第12条第3項第7号】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000以上の地形図を標準とする。 ・関係法令（規則第15条に掲げる法令等）の区域線を記載。

<ul style="list-style-type: none"> 申請時に境界未確定の場合は想定線を記載。（確定時に追完） 航空測量に基づく図面を利用した現況平面図面を利用する場合は、水路取付け高や、盛土量算定や埋立て等区域を確定させるために必要な高さ情報を得るよう補足測量を行い、反映させること。（基準となる点を図示）
<p>(2) 現況断面図</p> <p>○埋立て等区域及び施設設置区域の現況断面図〔規則第12条第3項第7号〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺を記載すること。1/250～1/500程度を標準とする。 断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認できるピッチ（原則、20m以下）とすること。 ※断面図作成間隔は、土量計算上、支障がない場合は50mまで可能

図表 3-5-2 土砂等の埋立て等許可申請書の添付書類（その3）

添 付 書 類
7. 計画図面等
<p>(1) 計画平面図</p> <p>○埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図〔規則第12条第3項第9号〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 方位及び縮尺を記載すること。1/1,000以上地形図を標準とし、施行前の現況及び完了時の状況がわかる縮尺とすること。また、計画を記載すること。 可能ならば、施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）を記載。 関係法令（規則第15条に掲げる法令等）の区域線を記載。 申請時に境界未確定の場合は想定線を記載。（確定時に追完）
<p>(2) 計画断面図</p> <p>○埋立て等区域及び施設設置区域の計画断面図〔規則第12条第3項第9号〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺を記載すること。1/250～1/500程度を標準とし、施行前の現況及び完了時の状況がわかる縮尺とすること。また、計画を記載すること。 断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認できるピッチ（原則、20m以下）とすること。 ※断面図作成間隔は、土量計算上、支障がない場合は50mまで可能
8. 求積図・土量計算書等
<p>(1) 求積図</p> <p>○埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図（丈量図）〔規則第12条第3項第8号〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 面積は小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで表示すること。 測量図は現況平面図に代えることができる。
<p>(2) 土量計算書</p> <p>○土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量の計算書〔規則第12条第3項第13号〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 横断面図、縦断面図を元に作成した、土砂等の搬入予定量を積算した計算書。 平均断面法、メッシュ法、等高線法により算出した「締固めた土量」を、土量換算係数（土量変化率）を用いて地山土量、「ほぐした土量」を算出。 「ほぐした量」、「締め固めた量」の両方の計算根拠、土量換算係数の引用元も記載すること。 (一般に公開しているものとして、三重県積算基準他)

- ・ストックヤードの場合は、「ほぐした量」のみで可能な場合あり。

9. 埋立て等区域内の土壤の汚染状況の調査

(1) 試料採取調書等

○調査試料採取調書（様式第10号）及び土壤の汚染状況の調査の結果を証する書面〔規則第12条第3項第12号〕

- ・採取した位置図、現場写真を添付すること。
- ・採取した試料ごとの計量証明書。（環境計量士が発行したものに限る）

※土壤の採取方法、分析項目については、図表3-7を参照

図表3-5-2 土砂等の埋立て等許可申請書の添付書類（その4）

添付書類
10. 搬入計画等
(1) 搬入計画
○申請書（規則様式第8号）付表1
(2) 搬入経路図
○広域位置図、周辺状況図、施設設置計画図等において搬入ルート及びそのルート番号が明示されている場合は、(1)に当該ルート番号を記載することで代えることができる。
(3) 搬入に係る管理計画[規則第12条第3項第24号]
○土砂等の搬入に係る管理計画書（規則様式第11号）
・埋立地の地形、地質又は状況によって受入条件を設定し、その管理方法について記載。
・受入条件には、必要に応じた受入基準（汚染の程度、土砂等の区分、pH、粒度、水分など）を記載。
・搬入前、搬入時の確認方法は、受入条件に適合する確認方法を記載。
（例）発生場所ごとにコーン指数を調査し土質区分を確認、発生場所ごとに土地の利用状況を調査し、○○m ³ ごとに土壤分析を実施、pHを測定し受入れ基準への適合を確認。搬入時に目視により確認し、発生元証明書に記載のあるものと性状が異ならないか確認 など
・受入方法・手順については、土砂等を受け入れてから埋立てまでの手順等をフロー図等で記載すること。
11. 災害防止措置関係書類
(1) 構造基準適合一覧 [規則第14条第1項]
○災害の発生のおそれがないものとして定められた形状及び構造上の基準（規則別表第2又は第3）への適合状況を一覧にしたもの
・別表第2又は別表第3の形状及び構造上の基準毎に、計画する具体的な内容を一覧表形式にして示すこと。
(2) 地盤調査書
○埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための地盤調査の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面〔規則第12条第3項第15号〕
・地盤調査の結果を記載した書面は、技術基準に示すとおり、スウェーデン式サウンディング試験、標準貫入試験、コーン貫入試験等の方法により実施される地盤調査結果である。
・地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面とは、岩盤であることが明らかであることを証する資料や既存の調査結果等である。

- ・地盤調査の結果、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置を講じることを示した書面、図面を添付すること。
(この場合、地質、土質、地形、地下水及び湧水等の状況等を精査し、その結果を基に安定計算等を実施して安定等に対する照査を行うこと)
- ・規則第15条各項に該当する場合は原則不要。

(3) 安定計算書

- 安定計算（土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂等の埋立て等の構造の安定性の計算）を行った場合にあっては、当該安定計算内容を記載した書面〔規則第12条第3項第16号〕
- ・土砂等の埋立て等の高さ15mを超える場合は必須。15m以下であっても、搬入土砂等の区分によっては提出が必要な場合がある。（詳細は技術基準参照。）
- ・規則第15条各項に該当する場合は原則不要。

(4) 摊壁構造図・計算書

- 摊壁の断面図及び背面図並びに概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書〔規則第12条第3項第17号〕
- ・摊壁の設置が必要な場合のみ。（詳細は技術基準参照。）
- ・1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は摊壁の裏側の構造が判別できるものであること。
- ・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の摊壁を用いる場合については当該摊壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。

図表3-5-2 土砂等の埋立て等許可申請書の添付書類（その5）

添付書類
(5) 流域図
○埋立て等区域及び施設設置区域の流域図〔規則第12条第3項第10号〕
・1/5,000の地形図を標準とする。
・(7)～(9)の流量・断面・容量等の計算根拠が説明可能なものとする。
(6) 排水計画図
○埋立て等区域及び施設設置区域の排水計画図〔規則第12条第3項第9号〕
・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の計画図を作成すること。
・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。
・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000以上を標準とする。
・関係法令（規則第15条に掲げる法令等）の区域線を記載すること。
・地下排水計画図も添付すること。
・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできること。
(7) 排水施設構造図・計算書
○排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面〔規則第12条第3項第18号〕
・技術基準に適合した断面を有するもので、土圧等に十分耐えうる構造であることを証する書面、構造図を添付するものとする。
(8) 沈砂池構造図・計算書
○沈砂池を設置する場合にあっては、沈砂池の構造図及び容量を算定した書面〔規則第12条第3項第19号〕

- ・容量算定にあたっては、技術基準に基づき埋立て等区域の面積に応じて算出すること。（土砂等の埋立て等の期間中の防災沈砂池も同様）
- ・構造図についても、末端部に設置する沈砂池、施工に伴い移動させる防災沈砂池を問わず、添付すること。
- ・土砂等の埋立て等期間中に沈砂池に堆積した土砂等を重機等で浚渫できる場合にあっては、4ヶ月に1回浚渫する計画と同等の容量まで低減できるものとする。
- ・その他の土砂等の流出を防止するための措置を講じる場合は、工法及び構造を記載したものを作成し提出すること。

(9) 調整池構造図・計算書

- 調整池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面〔規則第12条第3項第20号〕
- ・技術基準記載の洪水調整計画を添付する。
- ・排水能力の変更地点、狭窄地点の断面形状（寸法含む）がわかる写真。

(10) 災害防止関係書類

- 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面〔規則第12条第3項第22号〕
- ・防災計画書。（詳細は技術基準参照）
- ・既に添付した災害防止関係書類以外に添付する必要のある必要な措置を講じたものを作成すること。
- ・平面図は1/1,000以上を標準とし、構造図はその構造がわかる図面とする。方位及び縮尺を記載すること。

(11) 施工計画書

- 土砂等の埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面〔規則第12条第3項第21号〕など
- ・次の1～7を記載した書面
 - 1 計画工程表（工事の順序）〔規則第12条第3項第21号〕
 - 2 使用機械（低騒音型、低公害型であるならばその旨を記載）
 - 3 施工方法
 - 4 品質管理計画（施工管理等を含む）
 - 5 緊急時の体制
 - 6 管理責任者の権限、勤務形態
 - 7 その他

図表3-5-2 土砂等の埋立て等許可申請書の添付書類（その6）

添付書類
12. 生活環境保全措置関係書類
(1) 水質調査施設図
○埋立て等区域外への排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図〔規則第12条第3項第14号〕
・排水施設構造図・計算書等に記載している場合は、それらの書類で代えることができる。
・排水の水質調査を行うための施設（排水を採取する施設）の構造、排水の採取位置等を明示し、1/1,000以上の地形図で明らかにすること。方位及び縮尺を記載すること。

- ・1/500 程度の平面図及び 1/50 程度の断面図に排水溝、集水溝等の構造図を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。
- ・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の施設図を作成すること。

(2) 生活環境保全計画

○生活環境保全に関する計画を明らかにした書面 [規則第12条第3項第22号]

1 粉じん飛散防止対策

- ・散水や表層の締固め、防じんカバー等の設置などについて、位置、頻度等を記載。
- ・粉じん測定結果等がある場合は添付。

2 土砂等及び雨水等の流出防止対策

- ・擁壁、法面緑化、排水処理施設、沈砂池等について、位置、大きさ等を記載。（他の書面に記載している場合は、その旨を記載。）

3 騒音及び振動対策

- ・低騒音・振動型建設機械の使用の場合はその旨を記載。
- ・時間制限や出力制限、工法制限等を行っている場合は、それらについて記載。
- ・騒音規制法、振動規制法に基づく届出を行っている場合は、当該届出の写し。
- ・騒音・振動測定結果等がある場合は添付。

4 改良土・再生土対策

- ・改良土、再生土で埋立て等を行う場合には、使用する改良土、再生土の pH 値を記載。
- ・埋立て等区域の pH 値と乖離がある場合には、周辺地域の生活環境を保全するための計画を記載。

5 その他

6 上記対策措置について明示した 1/1,000 以上の平面図を添付。（計画図等に記載している場合は、それらで代えることができる。方位及び縮尺を記載すること。）

13. 資力関係書類

(1) 資金調達計画書

○土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（規則様式第3号） [規則第12条第3項第23号]

○工事業者の見積もりなど必要経費を証する書類 [規則第12条第3項第25号]

○自ら工事を行う場合は、工事業者の見積もりなど不要とすることも可能。

(2) 財務諸表

○直前三事業年度における財務諸表等 [規則第12条第3項第23号ア及びイ]

【法人】

- ・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

【個人】

- ・資産に関する調書

(3) 納税関係書類

○直前3事業年度の法人税（個人にあっては、所得税）の滞納がないことを証する書面 [規則第12条第3項第23号ア及びイ]

【法人、個人】

国税：納税証明書

図表 3-5-2 土砂等の埋立て等許可申請書の添付書類（その 7）

添 付 書 類
(4) 残高証明（資金調達計画書において自己資金調達がある場合のみ） ○資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類〔規則第 12 条第 3 項第 23 号ウ〕
(5) 融資証明（資金調達計画書において借入金がある場合のみ） ○借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面〔規則第 12 条第 3 項第 23 号ウ〕
14. 住民説明会関係書類
(1) 説明会の開催結果等報告書 ○住民への周知（説明会）の内容、住民説明会において参加者から要望があった事項、住民の意見書の概要及びその意見への対応の一覧を記載した書面（規則様式第 7 号）〔条例第 12 条第 3 項〕
(2) 説明会配布資料 ○説明会で配布した説明資料〔規則様式第 7 号脚注 2 参照〕
(3) 議事録 ○説明した内容や出席者の要望及び意見、それらへの回答等について具体的に記載した議事録〔規則様式第 7 号脚注 2 参照〕〔規則第 12 条第 3 項第 25 号〕
15. その他
(1) 参考書類 ○前各号に掲げるもののほか、参考となる書類〔規則第 12 条第 3 項第 25 号〕 (例) 申請に係る土砂等の埋立て等が他の法令又は条例の処分が必要な行為に該当する場合、当該処分に係る許可書又は申請書鑑（受付印あるものに限る）の写し

【注意】○公的機関・金融機関の発行する証明書類は、原則、発行日から起算して3ヶ月以内のものに限る。

○住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの

○資金調達計画書の添付書類について、自ら工事を行う場合は、工事業者の見積もりなど不要とすることも可能。

図表 3-6 閲覧対象外の情報

閲覧対象外の個人情報等
<input type="checkbox"/> 申請者、役員、使用人、法定代理人の生年月日の情報
<input type="checkbox"/> 申請者、役員、使用人、法定代理人の住民票の写し
<input type="checkbox"/> 土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書
<input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
<input type="checkbox"/> 法人税（所得税）の納付すべき額及び納付済み額を証する書類
<input type="checkbox"/> 金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類またはこれに類する書類、金融機関の融資を証明する書類

図表 3-7 埋立て等区域内の土壤の汚染の状況調査方法

内容							
試料の区分	<p>○埋立て等区域を以下の面積に応じて、等分して区域に分ける。</p> <table border="1"> <tr> <td>埋立て等区域の面積</td><td>等分して調査を行う区域の数</td></tr> <tr> <td>1,000 m²以上 2,000 m²未満</td><td>1</td></tr> <tr> <td>2,000 m²以上 3,000 m²未満</td><td>2</td></tr> </table>	埋立て等区域の面積	等分して調査を行う区域の数	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	1	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	2
埋立て等区域の面積	等分して調査を行う区域の数						
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	1						
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	2						
採取方法	<p>(1) 5 地点混合 土壤の調査のための試料とする土砂等の採取は、等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壤について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。</p> <p>(2) 試料 (1)により採取した土砂等は、等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。（ただし、市長が承認した場合にあっては、等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができます。）</p>						
分析項目及び方法	<p>(1) 分析項目 土砂基準が定められている項目（溶出量基準及び含有量基準ごと）</p> <p>(2) 分析方法 土壤汚染対策法施行規則第6条第3項第4号及び同条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法（以下の方法）</p> <p>○土壤溶出量調査：土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件 (H15年3月6日環境省告示第18号)</p> <p>○土壤含有量調査：土壤含有量調査に係る測定方法を定める件 (H15年3月6日環境省告示第19号)</p>						
調査機関	環境計量証明事業所						
その他	上記の項目と同等以上に土壤の汚染状況が確認できる方法である場合、その方法にかえることができる。（例えば、土壤汚染対策法に基づく方法がこれに該当し、同法に規定される土壤ガス調査などが該当する。）						

(4) 許可の基準等 (条例第14条関係)

■ポイント

- ここでは、欠格要件や資力に係る基準、技術基準など、許可を受けるための基準について説明します。 (条例第14条第1項関係)
- 申請段階になって、これらの基準に適合しないことがないよう、事前相談の段階で十分な調整・検討を行ってください。

① 許可の基準

許可を受けるための要件・基準は次のとおりです。許可申請に際しては、(i)～(vii)の要件を満足しておくことが必要です。

(i) 欠格要件 (条例第14条第1項第1号)

- 図表3-8に掲げる欠格要件に該当しないことが必要です。
- なお、これらの欠格要件に該当しないかどうか、関係機関に照会することになります。

(ii) 資力に係る基準 (同項第2号)

- 申請者が、次の(a)、(b)を満たし、申請に係る土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないことが必要です。

- (a) 土砂等の埋立て等の施工に要する経費について、必要な資金を確保できること。
 - ・「土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書」(規則様式第3号)において、(あ) \geq (い) となっていること。
 - (あ) 「資金調達方法」欄の金額合計
 - (い) 「土砂等の埋立て等の施工に要する経費」の金額
 - ・ただし、(い)については、工事業者の見積もりなど、必要経費を証する書類を添付してください。
- (b)法人税等の滞納をしていないこと。
 - ・最近3事業年度の法人税(個人にあっては、所得税)の滞納がないことを証する書面により確認します。
 - ・なお、申立書や追加資料で補填することができます。(例えば、納税証明書に手形による納付受託中である場合など)

- 資力に係る基準については、「(特別管理)産業廃棄物処理業許可に係る経理的基礎の判定基準」を参考してください。

(iii)土地所有者の同意 (同項第3号)

- 土地所有者の同意を得ていることを、規則様式第4号で確認します。
- 前々節(2)を参照してください。

(iv) 管理事務所の設置、管理責任者の設置（同項第4号）

- 管理事務所を設置し、かつ、当該管理事務所に管理責任者を置くことが必要です。
- 管理事務所は施工管理のための事務所ですから、当該埋立て等区域に隣接・近接していることが重要です。他法令等の定めにより隣接地に設置できない場合は、ご相談ください。

図表 3-8 欠格要件

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
イ 第26条又は第27条第1項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から5年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）
ウ 第27条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る尾鷲市行政手続条例（平成9年尾鷲市条例第27号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
エ 尾鷲市暴力団排除条例（平成23年尾鷲市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員のほか、同条第2号に規定する暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。）
オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（※1）
カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの
キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
ク 個人で規則で定める使用人（※2）のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

（※1）その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者とは、以下の

①から③が該当します。

	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
①	<p>○自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者 (具体例)</p> <p>自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係にある者が暴力団員であることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団に対し暴力団対策法第9条各号に定める暴力的 requirement 行為の要求等を行った者</p>
②	○暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

	<p>(具体例)</p> <p>相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのものが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画し、参加し、若しくは援助している者</p>
③	<p>○暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者</p> <p>(具体例)</p> <p>融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含まれ、具体的には、次の事由を有する者が、特段の事情が無い限り、これに該当する。</p> <p>ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。</p> <p>イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていていること、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。</p>

(※2) 使用人とは、次の（あ）、（い）の代表者

（あ）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

（い）（あ）のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(v)災害防止の措置（同項第5号）

□土砂等の埋立て等が施工されている間における当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られていることが必要です。

(vi)構造基準（同項第6号）

（ア）一時堆積（ストックヤード等）以外の埋立て等の場合

□土砂等の埋立て等の施工に関する計画が、図表3-9-1に掲げる形状及び構造上の基準に適合するものであること。（詳細については、「土砂等の埋立て等の技術基準及び解説」を参照してください。）

（イ）一時堆積（ストックヤード等）の埋立て等の場合

□土砂等の埋立て等の施工に関する計画が、図表3-9-2に掲げる形状及び構造上の基準に適合するものであること。（詳細については、「土砂等の埋立て等の技術基準及び解説」を参照してください。）

図表 3-9-1 形状及び構造上の基準（構造基準）（一時堆積以外）（その1）

1 土砂等の埋立て等の高さ及び土砂等の埋立て等によって生じる法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の上欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる土砂等の埋立て等の高さ及び下欄に掲げる法面の勾配に定めるものであること。			
土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		法面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準じるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
その他	その他	15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
2 土砂等の埋立て等によって生じる法面の高さが5メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段が設置されること。			
3 著しく傾斜している土地において土砂等の埋立て等を行う場合においては、土砂等の埋立て等を行う前の地盤と土砂等の埋立て等に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないよう段切り等の措置が講じられていること。			
4 土砂等の埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。			
5 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。			
6. 土砂等の埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張りその他の措置を講ずることにより、風化その他の侵食に対して保護されること。			
7. 埋立て等区域（土砂等の埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂等の埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。			
8. 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤について、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。			
9. 埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂等の埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。			
10 雨水その他地表水を排除することができるよう、必要な排水施設（土砂等の埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること、及び排水施設の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。			
11 埋立て等区域外に土砂等が流出しないように、沈砂池（土砂等の埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）の設置その他の土砂等の流出を防止するための必要な措置が講じられること。			

12 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂等の埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。

13 土砂等の埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂等の埋立て等に先行して実施されるものとなつてすること。

（注）技術基準の詳細について、「土砂等の埋立て等の技術基準及び解説」を必ず参照してください。

図表 3-9-2 形状及び構造上の基準（構造基準）（一時堆積）

1 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以下であること。
2 土砂等の埋立て等によって生じる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配であること。
3 埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして市長が認めることは、この限りではない。
4 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤について、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。
5 雨水その他地表水を排除することができるよう、必要な排水施設（土砂等の埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること、及び排水施設の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
6 埋立て等区域外に土砂等が流出しないように、沈砂池（土砂等の埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）の設置その他の土砂等の流出を防止するための必要な措置が講じられること。
7 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂等の埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。
8 土砂等の埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池等の防災工事が土砂等の埋立て等に先行して実施されるものとなつてすること。
9 埋立て等区域の周辺に、土砂等の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯の設置その他の措置が講じられること。

（注）技術基準の詳細について、「土砂等の埋立て等の技術基準及び解説」を必ず参照してください。

（vii）水質調査のための措置（同項第7号）

- 当該申請に係る埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていることが必要です。
- 例えば、埋立て等区域からの排水のみを集めることのできる排水枠等を設置することなどが考えられます。
- 調整池等を活用する場合は、埋立て等区域外からの排水が混入しないようにする必要があります。

(viii) 地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置（同項第8号）

- 当該申請に係る埋立て等区域の周辺の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が図ら
れていることが必要です。
- 周囲に民家や人通りがある場合などでは、散水や表層の締固め、防塵カバー等の設置の粉
じん飛散防止対策や低騒音・振動型建設機械の使用、時間制限、出力制限、工法制限等の騒
音・振動対策が必要です。
- 高アルカリの改良土・再生土を用いる場合などでは、周辺の地域の公共物、工作物、樹木、
農作物及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害することも考えられることから、その
ための必要な措置を講ずることが必要となります。
- 水源地の近くで事業を実施する場合には、水源に影響がないような措置が必要になります。

(ix) (v)及び(vi)の要件の適用を受けない場合

- 当該申請に係る埋立て等が、図表3-10に掲げる法令等の許認可等を受けている埋立て等
区域の内部で行われる埋立て等である場合には、(v)の措置、及び(vi)の基準は適用されませ
ん。（条例第14条第2項・規則第15条関係）

図表3-10 形状及び構造上の基準等が適用されない場合

地すべり等防止法第18条第1項の許可を受けて行う埋立て等
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を受けて行う埋立て等
三重県砂防指定地管理条例第4条第1項の許可を受けて行う埋立て等

② 許可に付す条件

許可をする際に、有効期間や災害の防止のための措置、生活環境保全のための措置などにつ
いて、条件を付す場合があります。（条例第14条第3項関係）

この条件に違反した場合、許可の取消しや埋立て等停止命令の対象となります。

4 土砂等の埋立て等の許可を受けた後、土砂等の埋立て等を行う場合

■ポイント

- 条例の許可を受けた後、条例等の規定により様々な義務があります。ここでは、それらの義
務について説明しています。
- 本章で説明する義務や許可する際に付した条件、他法令等を遵守するとともに、埋立て等に
当たっては、許可を受けた内容及び計画等に沿って行うことが必要です。
- なお、これらの義務等に違反した場合、埋立て等の停止などの命令の対象となるだけでなく、
場合によっては許可の取消しや罰則の対象となります。

(1) 許可を受けた埋立て等の内容について変更する場合（許可、届出）（条例第15条関係）

■ポイント

- 許可を受けた埋立て等の内容について変更する場合は、変更する内容によって、許可又は届出が必要となります。
- 許可が必要かどうかは、①(i)に記載の変更に該当するかどうかを確認して下さい。
- 許可が必要な場合は、3(1)で説明した事前協議（住民説明会等）が必要となるので、できるだけ早期にご相談下さい。また、土地所有者の同意も必要となります。

① 変更の許可申請か、変更届出か

(i) 変更の許可申請が必要な場合（条例第15条第1項関係）

許可を受けた埋立て等の内容について、一時堆積（ストックヤードなど）以外の埋立て等の場合は図表4-1-1に該当する変更をする場合に、一時堆積である埋立て等の場合は図表4-1-2に該当する変更をする場合に、変更の許可申請が必要となります。

図表4-1-1 許可申請が必要な変更（一時堆積以外の埋立て等の場合）

土砂等の埋立て等の目的の変更
埋立て等区域の位置及び規模の変更
土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画の変更
埋立て等に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減らす場合は、(ii)変更届出）
土砂等の埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮する場合は、(ii)変更届出）
搬入土砂等の種類の変更
土砂等の埋立て等の土砂等の堆積量が最大となる時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状の変更
埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置の変更
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置の変更（排水施設その他の施設の構造の変化で、その機能を高める場合は、(ii)変更届出）

図表4-1-2 許可申請が必要な変更（一時堆積の埋立て等の場合）

土砂等の埋立て等の目的の変更
埋立て等区域の位置及び規模の変更
土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画の変更
搬入土砂等の種類の変更
埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置の変更
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置の変更（排水施設その他の施設の構造の変化で、その機能を高める場合は、(ii)変更届出）
年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量の変更（当該土砂等の量を減らす場合は、(ii)変更届出）

(ii)変更届出)
土砂等の埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮する場合は、(ii)変更届出）
埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状の変更

(ii) 変更届出が必要な場合

許可を受けた埋立て等の内容について、図表 4-2 に該当する変更（軽微な変更）をする場合には、変更届の提出が必要となります。（規則第 17 条第 1 項関係）

図表 4-2 変更届出が必要な変更

許可を受けた者の住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）の変更 (注意：承継する場合は承認が必要です。)
許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
許可を受けた者に係る役員又は使用人の変更
管理事務所の所在地の変更
管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更
埋立て等に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
土砂等の埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画の変更（搬入土砂等の種類の変更を除く。）
土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。）

② 変更の許可

■ポイント

- ここでは、変更許可申請（条例第 15 条第 1 項）に必要な書類、変更許可を受けるための基準について説明します。
- 円滑な審査を行うため、(i)事前協議の内容を反映し、分かりやすい書面の作成に心がけて下さい。
- 申請書類等に不備等ない場合は、許可申請を受理してから 3 ヶ月程度で許可・不許可について通知します。
- また、申請段階になって、変更許可を受けるための基準に適合しないことがないように、事前相談及び事前協議の段階で十分な調整・検討を行って下さい。
- なお、許可を受けずに許可を要する変更を行った場合や、虚偽の申請により許可を得た場合など、罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）や撤去命令等の対象となります。

(i) 変更事前協議

□条例第 15 条第 1 項の変更許可申請についても、これに先立って、変更事前協議（住民説明会等含む）が必要です。そのため、できるだけ早期にご相談ください。

□変更事前協議の進め方・方法等については、条例第12条の許可申請に先立って行ったものと基本的には同様です。3.(1)を参照して下さい。

(ii) 土地所有者への説明・同意（条例第10条関係）

- 変更許可の申請を行おうとする場合、事業計画者は図表4-3に掲げる事項について、土地所有者に説明する必要があります。
- 変更許可申請に直接関わる土地所有者の同意については、「土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（変更許可）」（規則様式第5号）を使用しなければなりません。
- その際、当該様式の裏面に記載している「同意に当たっての留意事項」を必ず説明し、確認してもらってください。
- 変更許可申請に関わる土地所有者の範囲は、「埋立て等区域」（2.(1)③参照）内であり、直接変更に係らない土地所有者についても、同意を得てください。
なお、埋立て等区域外の施設設置区域の土地所有者についても同様に理解を得てください。

図表4-3 土砂等の埋立て等の変更許可申請における土地所有者への説明事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
変更の内容及びその理由

(iii) 変更許可申請書の作成・提出（条例第15条第2項～3項関係）

（ア） 変更許可申請書の作成

- 本申請書においては、具体的かつ分かりやすく、簡潔に記載するよう心掛けて下さい。
- 変更許可申請書の提出の際には、図表4-4-2に掲げる書類の添付が必要となります。
- 変更事前協議の段階で他法令の許可等についての説明や必要な資料の提出を求める場合があります。関係機関と十分に協議をして下さい。

（イ） 変更許可申請書の提出

- 変更許可申請書の作成が終了した場合、図表4-4-1及び4-4-2で、記載事項及び添付書類等について不足がないことを確認して下さい。
- 提出に当たっては、次のとおり、フラットファイル、ファイルケース等で製本し、正本1部、写し2部を巻末のお問い合わせ先に提出して下さい。副本の1部は、許可・不許可の通知後に申請者にお返します。
 - ・A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じて下さい。
 - ・1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載して下さい。
 - ・添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示して下さい。

□後日、提出された変更申請書の内容について、必要に応じて、別書類の提出や補正、聞き取り等を指示する場合があります。

□なお、変更申請書の内容について、関係機関や県、市町等と情報交換することがあります。また、市が変更を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。

申請書類一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第23条第1項）、事業完了又は廃止後も5年間保存する必要があります。（条例第23条第2項）

（ウ）変更許可の基準（条例第15条第4項で準用する条例第14条関係）

変更の許可を受けるためには、欠格要件や資力に係る基準、技術基準などの要件があります。

詳細は、3.(4)をご参照いただき、どのような基準が適用されるのか、よく確認しておいて下さい。

（エ）変更許可に付す条件

変更許可をする際に、有効期間や災害の防止ための措置、生活環境保全のための措置など、条件を付す場合があります。

図表4-4-1 土砂等の埋立て等変更許可申請書（規則様式第14号）の記載事項

住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び生年月日）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置 ・埋立て等区域の地番を全て記載する、又は、代表地番及びほか〇〇筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載すること。
変更内容（変更前、変更後）
変更理由 次に該当する場合は、付表に必要事項を記載して添付して下さい。 ・申請者が法人である場合：その役員の氏名、住所及び生年月日。 ・申請者が未成年者である場合：その法定代理人の氏名、住所及び生年月日。（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日） ・申請者に使用人がある場合：その使用人の氏名、住所及び生年月日。

図表4-4-2 土砂等の埋立て等変更許可申請書の添付書類（その1）

土地の所有者の同意を得たことを証する書面（規則様式第5号）
変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面 ・埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるもの。（1/5,000の地形図） ・方位及び縮尺を記載すること。 ・管理事務所を埋立て等区域の隣接地等に設置できない場合は、埋立て等区域に概ね30分以内に到着できる場所であること。（自動車での移動を前提とした場合でも概ね15km以内）
住民への周知（説明会）の内容及びその結果を記載した書面（規則様式第7号） ・住民への周知（説明会）の内容、住民説明会において参加者から要望あった事項、住民の意見書の概要及びその意見への対応の一覧を記載した書面、説明会で配布した説明資料、説明会の議事録。

次の書類のうち、変更に係るもの

申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
申請者が条例第14条第1項第1号アからクまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（規則様式第9号）
埋立て等区域及び土砂等の埋立て等に供する施設が設置される区域（以下「施設設置区域」という。）の位置図
埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図
埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図
埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
埋立て等区域及び施設設置区の流域図
埋立て等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
埋立て等区域内の土壤の汚染状況の調査の結果を証する書面（環境計量士が発行したものに限る）、位置図、現場写真、試料採取調査（規則様式第10号）
埋立て等に使用される土砂等の量の計算書
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図
埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための地盤調査の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面
安定計算（土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂等の埋立て等の構造の安定性の計算）を行った場合にあっては、当該安定計算内容を記載した書面
擁壁を設置する場合にあっては、擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面
沈砂池を設置する場合にあっては、沈砂池の構造図及び容量を算定した書面
調整池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面
土砂等の埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置を明らかにした書面
土砂等の搬入に係る管理計画書（様式第11号）

【注意】○変更許可申請に係る法人の役員の住所が当該法人の登記事項証明書に掲載されているものと同一であるときは、

住民票の写しの添付を省略することができます。

図表 4-4-2 土砂等の埋立て等変更許可申請書の添付書類（その 2）

土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（規則様式第5号）及び工事業者の見積もりなど必要経費を証する書類
○財務諸表 直前3事業年度における財務諸表等 [規則第11条第3項第23号ア及びイ] 【法人】 ・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表。 【個人】 ・資産に関する調書。
納税関係書類 ○直前3事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、所得税）の滞納がないことを証する書面 [規則第11条第3項第23号ア及びイ] 【法人・個人】 ・国税：納税証明書。
資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面

【注意】○公的機関・金融機関の発行する証明書類等は、発行日から起算して3ヶ月以内のものに限ります。

○住民票の写しは本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないものにしてください。

③ 変更の届出（条例第15条第5項関係）

■ポイント

- 許可を受けた埋立て等の内容について、図表4-2に掲げる軽微な変更をする場合は、変更後に遅滞なく届出することが必要となります。
- ただし、搬入計画等について変更する場合は、住民説明会において定めた「搬入計画等について変更した場合の扱い」(3.(1)③(ii)(イ)参照)に従って対応してください。
- なお、届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

(i) 変更届の作成・提出（条例第15条第5項関係）

- 図表4-2に該当する軽微な変更をした場合は、図表4-5に掲げる事項について記載した「土砂等の埋立て等変更届」（規則様式第15号）に必要な事項を記入し、遅滞なく届出しなければなりません。
- 後日、提出された変更届の内容について、必要に応じて、別書類の提出や補正、聞き取り等をお願いする場合があります。
- なお、変更届の内容について、関係機関や県、市町等と情報交換することがあります。また、市が変更を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。

□届出書類（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-5 土砂等の埋立て等変更届（規則様式第 15 号）の記載事項

住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び生年月日）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
変更年月日
変更内容（変更前、変更後）

（2）許可を受けた後、土砂等の埋立て等を行う場合の義務等

■ポイント

○条例の許可を受けた後も、次のような様々な義務があります。

- ①土地所有者への通知（許可を受けた日から遅滞なく）
- ②埋立て等の着手の市への届出（着手した日から 10 日以内）
- ③搬入（発生元、汚染のおそれがないことの確認）の市への報告（搬入する前）
- ④土砂等管理台帳の作成（毎月の月末まで）及び使用した土砂等の量の市への報告（上半期分：10 月末まで、下半期分：4 月末まで、等）
- ⑤水質調査及びその結果の市への報告（調査：6 ヶ月に 1 回、報告：検査後 1 ヶ月以内、等）
- ⑥標識の掲示等
- ⑦関係書類の備え付け及び閲覧、保存

○なお、これらの義務等に違反した場合、埋立て等停止などの命令の対象となるだけでなく、許可の取消しや罰則の対象になります。

① 土地の所有者への通知（条例第 16 条関係）

■ポイント

○次の場合は、遅滞なく、条例第 10 条の同意を行った土地所有者に、必要な事項を通知する必要があります。（条例第 16 条関係）

- (i) 埋立て等の許可を受けた場合
- (ii) 変更の許可を受けた場合
- (iii) 変更の届出をした場合

（i）埋立て等の許可を受けた場合

□条例第 8 条による許可を受けた場合、図表 4-6-1 に掲げる事項を記載した書面（手引き様式第 1 号）により、条例第 10 条の同意をした土地所有者にその旨を通知する必要があります。

□土砂等の埋立て等の区域以外の施設設置区域に係る土地所有者へも通知するようにして下さい。

(ii) 変更許可を受けた場合

□条例第15条第1項による変更許可を受けた場合、図表4-6-2に掲げる事項を記載した書面（手引き様式第2号）により、条例第10条第2項の同意をした土地所有者にその旨を通知する必要があります。

□また、土砂等の埋立て等の区域以外の施設設置区域に係る土地所有者へも通知するようにして下さい。

図表4-6-1 埋立て等許可通知書（手引き様式第1号）の記載事項

住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
土砂等の埋立て等の目的
埋立て等区域の位置
埋立て等区域の規模
土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地
当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画
埋立て等に使用される土砂等の量（※1）
土砂等の埋立て等の期間
土砂等の埋立て等の土砂等の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状（※2）
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画（※3）
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 ・粉じんの飛散の防止措置 ・土砂等及び雨水等の流出の防止措置 ・騒音及び振動の防止措置 ・その他
許可に付された条件（3.(4)②参照）

（※1）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量を記載してください。

（※2）一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状。

（※3）発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂等の種類及び区分を規則様式第1号の付表1を活用して記載し、添付してください。

図表 4-6-2 変更許可通知書（手引き様式第 2 号）の記載事項

住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
変更内容（変更前、変更後）
変更理由
許可に付された条件（4.(1)②(iii)(エ)参照）

（iii）変更届を行った場合

- 規則第 17 条第 1 項に定める軽微な変更を行った場合、図表 4-6-3 に掲げる事項を記載した書面（手引き様式第 3 号）により、土地所有者にその旨を通知する必要があります。
- また、埋立て等区域の土地所有者以外の施設設置区域の土地所有者にも通知するようにして下さい。

図表 4-6-3 軽微変更通知書（手引き様式第 3 号）の記載事項

住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
変更内容（変更前、変更後）

② 着手の届出（条例第 17 条関係）

- 土砂等の埋立て等の許可（条例第 8 条）を受けて土砂等の埋立て等に着手（土砂等の埋立て等に供する施設の設置工事の開始）した場合、着手した日から 10 日以内に、図表 4-7 に掲げる事項を記載した「土砂等の埋立て等着手届」（規則様式第 16 号）を提出する必要があります。
- 届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、罰則（30 万円以下の罰金）の対象となります。
- 届出書類（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-7 土砂等の埋立て等着手届（規則様式第 16 号）の記載事項

住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
着手年月日

③ 搬入の報告（搬入土砂等の発生元、汚染のおそれがないことの確認等）（条例第18条関係）

■ポイント

○条例の許可を受けて土砂等の埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、埋立て等を行っている者は、当該土砂等の搬入をする前に、次の事項を確認し、市に報告する必要があります。

【土砂又は改良土（土砂等の発生場所以外の場所において処理された改良土を除く）】

- 1) 土砂等の発生元 (i)
- 2) その土砂等に汚染のおそれがないこと (ii)

【再生土又は改良土（土砂等の発生場所以外の場所において処理された改良土）】

- 3) 土砂等の発生元及び汚染のおそれがないこと (iii)

○土砂等を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、それらの確認をすることができる書面の提出を求める必要があります

○これらの確認ができない土砂等については、受け入れできません。

○この報告をしなかった場合や、虚偽の報告をした場合、罰則（50万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

（i）搬入される土砂等の発生元の確認

□土砂等の埋立て等区域に土砂等を搬入する前には、当該土砂等の発生場所ごとに、建設工事の発注者又は受注者等の土砂等を発生させる方から土砂等の発生元を確認する必要があります。

□確認に当たっては、土砂等を発生させる方に図表4-8に掲げる事項を記載した「土砂等発生元証明書」（規則様式第17号）の提出を求めなければなりません。

□一時堆積（ストックヤード等）からの土砂等を搬入する場合でも、土砂等の発生場所は、建設工事等で土砂等が発生した場所（ストックヤードに搬入する前の発生場所）をいいます。

図表4-8 土砂等発生元証明書（規則様式第17号）の記載事項

土砂等を発生させた者の住所、氏名（法人にあっては、その名称、代表者又は現場責任者の氏名及び主たる事務所の所在地、電話番号）
工事等の名称
工事等の施工場所
工事等の発注者
工事等の施工期間
搬出する土砂等の量
搬出する土砂等の種類（土砂、改良土、再生土を記載すること）
搬出する土砂等を使用する埋立て等区域の位置

(ii) 搬入土砂等の汚染のおそれがないことの確認

■ポイント

○搬入土砂等に汚染のおそれがないことの確認については、次のとおり行う必要があります。

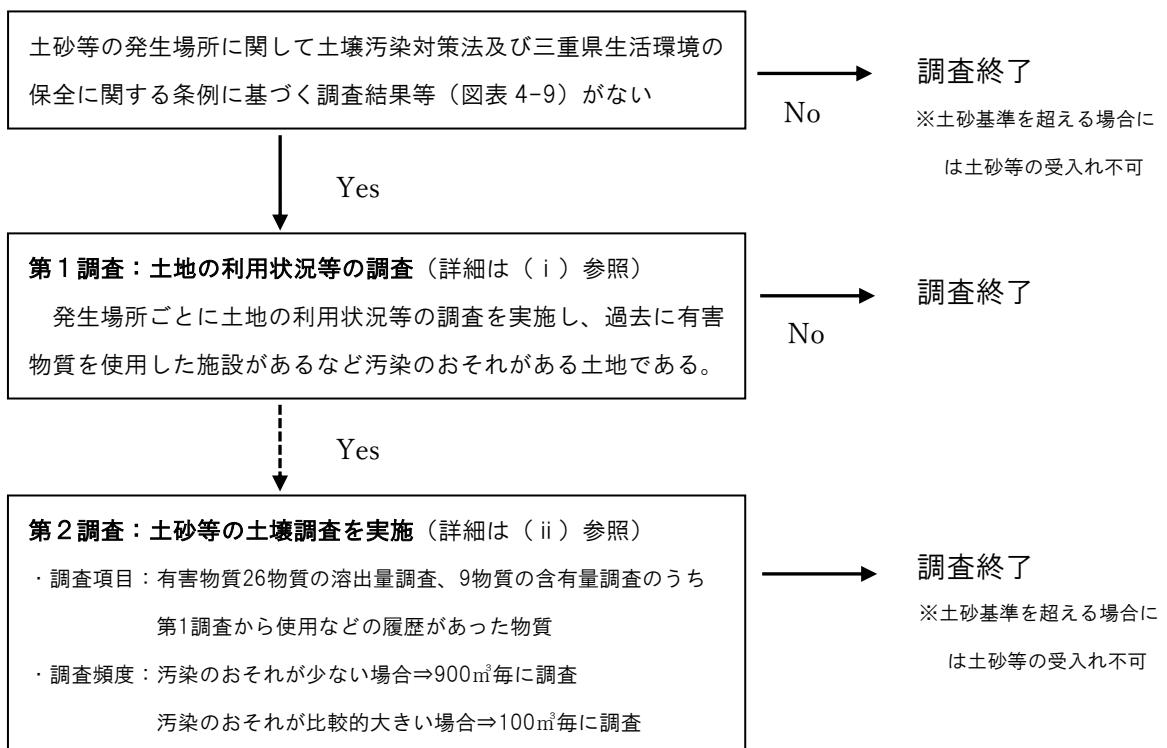
(ア) 土砂等の発生場所に関する土壤汚染対策法又は三重県生活環境の保全に関する条例に基づく調査結果（図表4-9に掲げるもので所管行政庁が受理したもの）がある場合
⇒土砂等を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、当該調査結果の写し等を求めてください。

(イ) (ア)に該当しない場合

⇒次の方法で汚染のおそれがないことを確認する必要があります。土砂等を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して確認を求めるなど、適正に確認するようにしてください。

土地の利用状況等の調査を実施し、汚染のおそれについて確認してください。また、汚染のおそれがある土砂等である場合には土壤調査を実施して、汚染について確認してください。

○「汚染のおそれがないことの確認」については、その方法を確定するためのフロー図をまとめましたので、ご活用ください。



○汚染が確認された場合には、土砂等の発生場所の土地所有者等が関係機関に相談するなどの適切な対応をとれるよう、土砂等を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）から土地所有者等に連絡するよう促してください。

(ア) 土砂等の発生場所に関する土壤汚染対策法又は三重県生活環境の保全に関する条例に基づく調査結果がある場合

- 土砂等を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、図表4-9に掲げる調査結果等の有無を確認してください。
- 上記調査結果がある場合は、当該調査結果の写し等を入手し、③-(iv)の市への報告を行って下さい。

図表 4-9 土壤汚染対策法・三重県生活環境の保全に関する条例に基づく調査結果

調査結果等 (法: 土壤汚染対策法、生環条例: 三重県生活環境の保全に関する条例)
法第4条第1項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」(法施行規則様式第6号)及びその添付書類(※1) (同条第3項の規定による調査命令が発出されなかつた場合に限る。)
法第4条第3項の規定による調査命令が発出されなかつたことを確認できる書類(※2)
法第3条第8項、第4条第2項、第4条第3項の調査命令等に対する「土壤汚染状況調査結果報告書」(法施行規則様式第7号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第72条の2第1項に基づく土地の利用状況に係る調査結果の記録及びその調査に關係する書類(※3)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
法第3条第1項に係る「土壤汚染状況調査結果報告書」(法施行規則様式第1号)又は第5条第1項の調査命令に対する「土壤汚染状況調査結果報告書」(法施行規則様式第8号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
法第14条第1項に基づく「指定の申請書」(法施行規則様式第20号)及びその添付書類で法第14条第3項により土壤汚染状況調査とみなされる結果で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第72条の2第2項に基づく土壤の特定有害物質による汚染の状況についての調査結果及びその調査に關係する書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第72条の3第2項に基づく土壤の特定有害物質による汚染の状況についての調査結果及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
法第16条第1項の規定に基づく「搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書」(法施行規則様式第25号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
他自治体の土壤汚染対策に係る条例等に基づく調査結果など汚染のおそれがないことを確認ができる書類等(尾鷲市と別途協議すること)

(※1) 全ての添付書類の提出を求めるものではありません。調査結果など汚染のおそれがないことを確認できる書類のみ提出してください。また、「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の場合には届出日から30日を経過したものが確認できること。

(※2) 変更届出書及びそれに対する所管行政庁からの「法第4条第3項による調査命令を発出しない。」ことを記載した

書面がある場合はその書面。

(※3) 地歴調査結果書等(市参考様式)に示す書類を添付してください。

(イ) (ア) に該当しない場合

第1調査：土地の利用状況等の調査

土砂等の発生場所の土地(以下「調査対象地」という。)の利用状況等の履歴を、図表4-10に掲げる情報を用いて調査し、土地の利用の状況、有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染について、可能な限り遡って調査してください。

調査の結果、調査対象地を有害物質の種類ごとに以下の土地に分類し、a(汚染が存在するおそれがないと認められる土地)に該当する場合は「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

- a) 汚染が存在するおそれがないと認められる土地（土壤汚染対策法施行規則（以下「法規則」という。）第3条の2第1号に分類される土地）

住宅、山林、田畠等など、有害物質が使用等されていないことが明らかな土地

- b) 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地（法規則第3条の2第2号に分類される土地）

直接に有害物質を扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地（工場の事務所、作業場、資材置き場、倉庫、中庭等）

- c) 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（法規則第3条の2第3号に分類される土地）

a及びb以外の土地（有害物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地、過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地）

図表4-10 土地利用履歴調査に活用できる情報

情報	概要
1.現況地図・写真	○撮影日、撮影位置がわかる資料としてください。
2.過去の国土地理院の地図、過去の住宅地図、過去の航空写真	○概ね5年毎に調べてください。 ○航空写真については、概ね昭和20年代以降のものが国土地理院又は国土交通省のホームページから閲覧・入手できます。
3.ヒアリング調査	○土砂等の発生場所の周辺居住者や関係者（土砂等の発生場所が事業場の場合、過去の従事者など）にヒアリングすることも有効です。
4 土地、建物の登記簿（登記事項証明書）	○土地の利用状況等の履歴や工場や事業場等の名称等を把握するため、登記事項証明書により調査を実施してください。 ○当該土地を管轄する法務局で閲覧（入手）可能です。
5.行政保有情報	○有害物質の使用等の情報については、水質汚濁防止法、下水道法の有害物質使用特定施設や貯蔵施設の届出等で把握するようにしてください。 ○当該土地を管轄する都道府県や市町で入手可能です。
6.その他	○上記の資料のほか、土地の地質の情報（金属鉱床が分布しているなど）など汚染のおそれを把握するうえで必要な情報がある場合には、土地の利用状況等の履歴を調査するにあたり、必要と考えられる資料を適宜調べて下さい。

※土地の利用状況の調査については、手引き様式第4号を活用ください。

第2調査：土壤調査

- 第1調査（土地の利用状況等の調査）で、b（汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地）、c（汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地）に分類された場合は、第1調査から使用等が認められた当該有害物質について図表4-11のとおり土壤調査を実施してください。
- 土壤調査の結果、図表4-19に示した基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

図表4-11 土壤調査の方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none">○図表4-19に掲げる有害物質のうち、調査対象地で使用等していたことを把握した物質※1の土壤溶出量調査を実施。○うち、重金属等（第二種特定有害物質）については、土壤含有量調査も実施。
試料採取・調査頻度	<ul style="list-style-type: none">○第1調査（土地の利用状況等の調査）の結果により、次の頻度で実施。<ul style="list-style-type: none">①汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 ⇒900m³毎に1回②汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 ⇒100m³毎に1回○各々の土砂量に満たない場合でも1回の試料採取・検査が必要。 (例) 土砂等の発生場所に過去に工場があり有害物質の使用があった場合<ul style="list-style-type: none">・土砂等の発生量が50m³の場合⇒1回
試料採取方法	<ul style="list-style-type: none">土砂等の中心部分（当該土砂等において基準不適合土砂等が存在するおそれが多いと認められる部分にあっては、当該部分）の土砂等を採取すること。
調査方法（測定方法）	<ul style="list-style-type: none">土壤汚染対策法施行規則第6条第3項第4号及び同条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法○土壤溶出量調査：土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月6日環境省告示第18号）○土壤含有量調査：土壤含有量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月6日環境省告示第19号）
調査機関（測定機関）	<ul style="list-style-type: none">○環境計量証明事業者

※1 使用等していたことを把握した物質が図表4-12の左欄に掲げる物質については、右欄の物質（分解生成物）も含めて調査すること。

図表4-12 分解生成物として調査が必要な項目

四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

(iii) 再生土又は当該土砂等の発生場所以外の場所において処理された改良土の場合

□土砂等の埋立て等区域に、再生土又は当該土砂等の発生場所以外の場所において処理された改良土（以下、「再生土等」という。）を搬入する前に、当該再生土等ごとに製造者に対して、適正に利用できる土砂等（発生元自治体が認めたもの）であることを確認する必要があります。確認する方法は、以下のいずれかの書類（図表4-13）が該当します。

図表4-13 適正に利用できる改良土・再生土の確認書類

条項	該当する書類
①規則第18条 第4項第1号	・三重県リサイクル製品利用推進条例第6条第1項の規定による認定通知書 ・同条例第11条第2項の規定による報告に係る書類の写し
②規則第18条 第4項第2号	都道府県又は市町村が定めた改良土又は再生土の適正利用に関する条例（三重県リサイクル製品利用推進条例と同等以上に改良土又は再生土を適正利用できることが確認できると認められる条例に限る。）による認定等に係る書類の写し
③規則第18条 第4項第3号	①と同等以上に改良土又は再生土を適正利用できることが確認できる書類として市長が認めるもの (例) 上記の条例の認定を受けていないものであっても、発生元自治体が廃棄物でないなど適正に利用できるものとして、任意の書類により認めたものであって、①と同等以上に分析を行っている場合などが該当します。

(iv) 搬入の報告（土砂等搬入報告書）

- (i)、(ii) 及び (iii) の確認後、当該土砂等を搬入する前に、図表 4-14-1 に掲げる事項を記載した「土砂等搬入報告書」（規則様式第 18 号）を提出する必要があります。
- その際には、図表 4-14-2 に掲げる書類も添付しなければなりません。
- 報告書類一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-14-1 土砂等搬入報告書（規則様式第 18 号）の記載事項

住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
土砂等の埋立て等の期間
土砂等の発生場所
土砂等の搬入予定量
土砂等の搬入期間
処理の方法

図表 4-14-2 土砂等搬入報告書の添付書類

【土砂等（再生土等を除く。）】
・土砂等発生元証明書（規則様式第17号）
・③-（ii）で確認した汚染のおそれがないことの確認をしたことを証明できる書類
【再生土等】
・③-（iii）で確認した適正利用できることを確認したことを証明できる書類
・処理フロー図を添付

④ 土砂等管理台帳の作成及び使用等された土砂等の量の報告（条例第 19 条、第 20 条関係）

■ ポイント

○条例の許可を受けて土砂等の埋立て等を行う場合、次のとおり毎月の月末までに土砂等管理台帳を作成し、使用等された土砂等の量については半期毎に市に報告する必要があります。
(条例第 19 条～第 20 条関係)

- ・一時堆積（ストックヤードなど）以外の許可を受けている場合 ⇒ (i) (ア)、(ii) (ア)
- ・一時堆積の許可を受けている場合 ⇒ (i) (イ)、(ii) (イ)

○土砂等管理台帳を作成しなかった場合や、記載しなかった場合、虚偽の記載をした場合、使用等された土砂等の量の報告を行わなかった場合、虚偽の報告をした場合、罰則（50 万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

(i) 土砂等管理台帳（条例第 19 条関係）

（ア）一時堆積以外の許可を受けている場合

□土砂等の発生場所ごとに、図表 4-15-1 に掲げる事項を記載した「土砂等管理台帳」（規則様式第 19 号）を毎月の月末までに作成する必要があります。

□土砂等管理台帳は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-15-1 土砂等管理台帳（規則様式第 19 号）の記載事項

許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
許可年月日及び番号
土砂等の発生場所の事業者（土砂等を発生させる方）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
土砂等の発生場所の工事等の名称（※1）
土砂等の搬入の日付
当該日の搬入量
当該日の搬入車両台数

※1 再生土等の場合は、工場・事業場の名称

（イ）一時堆積の許可を受けている場合

□土砂等の発生場所ごとに、図表4-15-1に掲げる事項を記載した「土砂等管理台帳」（規則様式第19号）と図表4-15-2に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳（搬出用）（規則様式第20号）を毎月の月末までに作成して下さい。

□土砂等管理台帳は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります（条例第 23 条第 2 項）。

図表 4-15-2 土砂等管理台帳（搬出用）（規則様式第 20 号）の記載事項

許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
許可年月日及び番号
土砂等の搬出の日付
当該日の搬出量
当該日の搬出車両台数

（ii）使用された土砂等の量の報告（条例第 20 条関係）

（ア）一時堆積以外の許可を受けている場合

□図表 4-16-1 に掲げる事項を記載した「土砂等使用量報告書」（規則様式第 21 号）を作成し、次のとおり提出する必要があります。

- ・毎年度 4 月～9 月までに使用された土砂等の量：当該年度の 10 月末日まで。
- ・毎年度 10 月～3 月までに使用された土砂等の量：翌年度の 4 月末日まで。
- ・埋立て等を完了又は廃止した場合は直前の報告以降に使用された土砂等の量：完了届又は廃止届と同時に。

□報告書等一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-16-1 土砂等使用量報告書（規則様式第 21 号）の記載事項

住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
土砂等の埋立て等の期間
この報告に係る期間
埋立て等に使用される土砂等の量（許可期間及び最終計画の間に使用される土砂等）
この報告に係る期間の前までに報告した土砂等の量（累積）
この報告に係る期間中に搬入した土砂等の量
土砂等の発生場所及び工事等の名称毎の次の事項 ・前回の報告までの累計搬入量 ・今回の報告期間の搬入量 ・上2つを合算した量（累計量）

※土砂等の発生元が多数あり、土砂等使用量報告書に記載しきれない場合は、1枚目の「合計」を「小計」とし、次頁以降に記載することとし、最終頁以外は末尾に小計欄を、最終頁には末尾に小計欄と合計欄を設けるようにしてください。

なお、当該報告時に各土砂等の発生元からの土砂等の搬入がない場合でも削除せず、新たな土砂等の発生元は、末尾に追加してください。

（イ）一時堆積の許可を受けている場合

□図表 4-16-2 に掲げる事項を記載した「土砂等搬入量及び搬出量報告書」（規則様式第 22 号）を作成し、次のとおり提出する必要があります。

- ・毎年度 4 月～9 月までに使用された土砂等の量：当該年度の 10 月末日まで。
- ・毎年度 10 月～3 月までに使用された土砂等の量：翌年度の 4 月末日まで。
- ・埋立て等を完了又は廃止した場合は直前の報告以降に使用された土砂等の量：完了届又は廃止届と同時に。

□報告書等一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-16-2 土砂等搬入量及び搬出量報告書（規則様式第 22 号）の記載事項

住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
この報告に係る期間
年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量
この報告に係る期間中に搬入した土砂等の量
土砂等の発生場所及び工事等の名称毎の次の事項 ・前回の報告までの累計搬入量 ・今回の報告期間の搬入量 ・上2つを合算した量（累計量）
この報告に係る期間中に搬出した土砂等の量
この報告時における埋立て等区域内の土砂等の量

※ 土砂等の発生元が多数あり、土砂等使用量報告書に記載しきれない場合は、1枚目の「合計」を「小計」とし、次頁以降に記載することとし、最終頁以外は末尾に小計欄を、最終頁には末尾に小計欄と合計欄を設けるようにしてください。

なお、当該報告時に各土砂等の発生元からの土砂等の搬入がない場合でも削除せず、新たな土砂等の発生元は、末尾に追加してください。

⑤ 水質調査、土壤調査及びその報告（条例第 21 条、第 26 条関係）

■ポイント

- 条例の許可を受けて土砂等の埋立て等を行う場合、6 ヶ月毎に埋立て等区域外への排水の水質調査を実施する必要があります。（条例第 21 条関係）
- また、埋立て等を完了、廃止する場合には水質調査に加えて土壤調査も必要です。
- 水質調査、土壤調査を実施しなかった場合や、その結果の報告をしなかった場合、虚偽の報告をした場合、罰則（50 万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

(i) 水質調査の実施

（ア）埋立て等を施工中

- 埋立て等に着手した日から、6 ヶ月に 1 回ごとに、当該埋立て等区域外への排水の水質調査を実施する必要があります。
- 水質調査に使用する試料（排水）の採取には市職員の立会いが必要です。そのため、事前に採取日等について市と調整してください。
- 試料（排水）の採取は、許可申請の際の「排水の水質調査を行うための施設」（排水を採取する施設）において、環境計量証明事業者が実施するようにしてください。
- 採取した試料（排水）の水質調査も環境計量証明事業者が実施する必要があります。

- 水質調査の項目、検査方法、排水の水質基準については、図表 4-17、4-18 のとおりです。
- 水質調査の結果が図表 4-18 の排水の水質基準に適合しなかった場合、直ちに市に報告しなければなりません。

図表 4-17 水質調査の項目、調査方法、排水の水質基準

調査項目	規則別表第四の左欄に掲げる有害物質（26項目）（図表4-18）
調査方法	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（S49環境庁告示第64号）
排水の水質基準	規則別表第4の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる基準（図表4-18）

（イ）埋立て等を完了又は廃止した場合

- 埋立て等を完了又は廃止した場合、当該埋立て等区域外への排水の水質調査を実施する必要があります。
- 水質調査に使用する試料（排水）の採取には市職員の立会いが必要です。そのため、事前に採取日等について市と調整してください。
- また、採取日に降雨がある場合や降雨直後の場合も、試料（排水）が必要以上に希釈されて調査結果に影響が生じる可能性があるため、延期することがあります。
- 試料（排水）の採取は、許可申請の際の「排水の水質調査を行うための施設」（排水を採取する施設）において、環境計量証明事業者が実施するようにしてください。
- 採取した試料（排水）の水質調査も環境計量証明事業者が実施する必要があります。
- 水質調査の項目、検査方法、排水の水質基準については、図表 4-18 のとおりです。
- 水質調査の結果が図表 4-18 の排水の水質基準に適合しなかった場合、直ちに市に報告しなければなりません。

（ii）土壤調査の実施

（ア）埋立て等を完了又は廃止した場合

- 埋立て等を完了又は廃止した場合、当該埋立て等区域内の土壤調査を実施する必要があります。
- 採取方法等については、図表 3-7 「埋立て等区域内の土壤の汚染の状況調査方法」に基づいて環境計量証明事業者が調査するようにしてください。
- 土壤調査の結果が土砂基準（図表 4-19）に適合しなかった場合、直ちに市に報告しなければなりません。

図表 4-18 排水の水質基準

項目	基準値
1 クロロエチレン	1L につき 0.002mg 以下であること
2 四塩化炭素	1L につき 0.002mg 以下であること
3 1,2-ジクロロエタン	1L につき 0.004mg 以下であること
4 1,1-ジクロロエチレン	1L につき 0.1mg 以下であること
5 1,2-ジクロロエチレン	1L につき 0.04mg 以下であること
6 1,3-ジクロロプロペン	1L につき 0.002mg 以下であること
7 ジクロロメタン	1L につき 0.02mg 以下であること
8 テトラクロロエチレン	1L につき 0.01mg 以下であること
9 1,1,1-トリクロロエタン	1L につき 1mg 以下であること
10 1,1,2-トリクロロエタン	1L につき 0.006mg 以下であること
11 トリクロロエチレン	1L につき 0.01mg 以下であること
12 ベンゼン	1L につき 0.01mg 以下であること
13 カドミウム及びその化合物	1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること
14 六価クロム化合物	1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること
15 シアン化合物	シアンが検出されないこと
16 水銀及びその化合物	1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
17 セレン及びその化合物	1L につきセレン 0.01mg 以下であること
18 鉛及びその化合物	1L につき鉛 0.01mg 以下であること
19 硒素及びその化合物	1L につき硒素 0.01mg 以下であること
20 ふつ素及びその化合物	1L につきふつ素 0.8mg 以下であること
21 ほう素及びその化合物	1L につきほう素 1mg 以下であること
22 シマジン	1L につき 0.003mg 以下であること
23 チオベルカルブ	1L につき 0.02mg 以下であること
24 チウラム	1L につき 0.006mg 以下であること
25 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
26 有機りん化合物	検出されないこと

図表 4-19 土砂基準

項目	溶出量基準	含有量基準
1 クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	-
2 四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	-
3 1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	-
4 1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	-
5 1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	-
6 1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	-
7 ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	-
8 テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	-
9 1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること	-
10 1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	-
11 トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	-
12 ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	-
13 カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること	土壤 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること
14 六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること
15 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壤 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること
16 水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること
17 セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること
18 鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること
19 ^ひ 砒素及びその化合物	検液 1L につき ^ひ 砒素 0.01mg 以下であること	土壤 1kg につき ^ひ 砒素 150mg 以下であること
20 ふつ素及びその化合物	検液 1L につきふつ素 0.8mg 以下であること	土壤 1kg につきふつ素 4,000mg 以下であること
21 ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること	土壤 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること
22 シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	-
23 チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	-
24 チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	-
25 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	-
26 有機りん化合物	検液中に検出されないこと	-

(iii) 水質調査の結果報告

□水質調査の結果については、試料（排水）の採取を行った日から 1 ヶ月以内に、図表 4-20-1 に掲げた事項を記載した「水質調査報告書」（規則様式第 23 号）を市に提出する必要があります。

□水質調査報告書の提出の際には、図表 4-20-2 に掲げる書類も添付しなければなりません。
□報告書等一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-20-1 水質調査報告書（規則様式第 23 号）の記載事項

住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
土砂等の埋立て等の期間
採取した試料ごとの水質調査の結果を証する書類に記載された発行番号
調査時期の区分（定期・廃止・完了）
採取年月日
排水の採取場所
備考

図表 4-20-2 水質調査報告書の添付書類

試料（排水）を採取した地点の位置図及び現場写真
計量証明書

(iv) 土壤調査の結果報告

□土壤調査の結果については、試料の採取を行った日から 1 ヶ月以内に、図表 4-21-1 に掲げた事項を記載した「土壤の汚染状況の調査報告書」（規則様式第 24 号）を市に提出する必要があります。

□土壤の汚染状況の調査報告書の提出の際には、図表 4-21-2 に掲げる書類も添付しなければなりません。

□報告書等一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-21-1 土壤の汚染状況の調査報告書（規則様式第 24 号）の記載事項

住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
土砂等の埋立て等の期間
採取した試料ごとの土壤の汚染状況の調査の結果を証する書類に記載された発行番号
調査時期の区分（定期・廃止・完了）
採取年月日
採取深度
備考

図表 4-21-2 土壤の汚染状況の調査報告書の添付書類

試料を採取した地点の位置図及び現場写真
計量証明書

(v) 水質調査及び土壤調査結果が基準に適合していない場合

- 水質調査及び土壤調査の結果において、排水の水質基準（図表 4-18）又は土砂基準（図表 4-19）に適合していない場合には、直ちに市に報告する必要があります。
- あわせて、その原因の調査を行うとともに、生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければなりません。

⑥ 標識の掲示等（条例第 22 条関係）

■ポイント

- 条例の許可を受けて土砂等の埋立て等を行う場合、当該埋立て等区域の見やすい場所に標識を掲示するとともに、埋立て等区域の境界標を設置する必要があります。（条例第 22 条関係）
- 標識の掲示や境界標設置を行わなかった場合、罰則（50 万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

(i) 標識の掲示

- 埋立て等区域又はその周辺の見やすい場所に、図表 4-22 に掲げる事項を記載した標識を掲示する必要があります。
- 標識の大きさは縦 90 センチメートル以上、横 120 センチメートル以上とし、材質は風雨に十分耐えるものを使用しなければなりません。（図表 4-23 参照）
- 標識が破損等により、その目的を果たせなくなった場合は、速やかに修復してください。

図表 4-22 標識に記載すべき事項

許可年月日及び番号、許可をした者（尾鷲市長）
土砂等の埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号
土砂等の埋立て等の目的
埋立て等区域の位置
埋立て等区域の規模
管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号
埋立て等に使用される土砂等の予定量（一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、年間の土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量）
土砂等の埋立て等の期間



図表 4-23 標識例

(ii) 境界標の設置

- 埋立て等区域の境界を明らかにするため、境界標を設置する必要があります。材質は風雨に十分耐えるものを使用しなければなりません。
- 境界標は、原則として土砂等の埋立て等区域線上の折れ点全てに設置してください。
- 境界標が破損等により、その目的を果たせなくなった場合は、速やかに修復してください。

⑦ 関係書類の備え付け及び閲覧、保存（条例第23条関係）

（i）関係書類の備え付け及び閲覧

- 許可を受けた日から完了（廃止）届出の日まで、管理事務所に図表4-24に掲げる関係書類を備え置く必要があります。備え置くに当たっては、種類ごとにファイル化するなど、整理して綴じて下さい。（完了（廃止）届出の日以降も、保存は必要です。（条例第23条関係））
- それらの書類は、災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させる必要があります。
- ただし、個人情報や法人等の競争上の地位や正当な利益の保護に配慮すべき情報に該当する部分を除きます（申請者等の生年月日や本籍地、住所、印影、住民票、印鑑証明、図面等に記載されている作成担当者名及び印影、銀行口座、納税証明など納税額を示す書類、確定申告の写し、残高証明など預貯金額を示す書類、融資を証明する書類、等）。それら個人情報等に該当する部分は黒塗り等をしていただき閲覧させてください。

図表4-24 備え置くべき書類

許可申請書（条例第12条第1項又は第2項、規則様式第8号）及び添付書類の写し
変更許可申請書（条例第15条第2項、規則様式第14号）及び添付書類の写し
土砂等管理台帳（条例第19条、規則様式第19号及び20号（一時保管のみ））の写し
土砂等の埋立て等変更届（規則第16条第5項、規則様式第15号）の写し
土砂等の埋立て等着手届（規則第17条、規則様式第16号）の写し
土砂等搬入報告書（規則第18条第5項、規則様式第18号）及び添付書類の写し
土砂等使用量報告書（規則第20条第1項、規則様式第21号）
又は土砂等搬入量及び搬出量報告書（規則第20条第2項、規則様式第22号）の写し
水質調査報告書（規則第22条第1項及び第2項、規則様式第23号）及び添付書類の写し
土砂等の埋立て等地位承継承認申請書（規則第26条第1項、規則様式第28号）の写し

（ii）関係書類の保存

- 許可に関して市に提出した書類（図表4-24に掲げる書類及び完了届、廃止届、休止届、再開届など）の写しを保存しなければなりません。（条例第23条関係）
- 保存する期間は、次のうちのいずれか短い期間となります。
 - ・条例第24条第2項の完了届及び廃止届に対する市からの通知（(3)②(i) 参照）を受けた日から5年間
 - ・条例第27条第1項による許可の取消しの日から5年間
- 関係書類の保存をしなかった場合、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

(3) 完了、廃止、休止する場合（条例第24条関係）

■ポイント

○次の場合、それぞれの期日までに、所定の様式により市に届け出る必要があります。（条例第24条関係）

- ・完了：当初の計画どおり、埋立て等を完了した場合（完了した日から15日以内）
- ・廃止：施工途中において、埋立て等をもう行わない場合（廃止した日から30日以内）
- ・休止：2ヶ月以上の間、埋立て等を行わない場合（休止した日から10日以内）
- ・再開：休止していた埋立て等を再開する場合（着手届に準じて10日以内）

○完了届、廃止（休止）届が提出された場合、市が届出のあった埋立て等が許可基準に適合しているかどうかの確認を行います。

○確認の結果、災害防止上及び生活環境の保全上の措置等が不十分である旨の通知を受けた場合は、必要な措置を講じる必要があります。

○届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

① 届出（条例第24条第1項関係）

(i) 完了する場合

□土砂等の埋立て等を完了したときは、完了日から15日以内に、図表4-25に掲げる事項を記載した「土砂等の埋立て等完了届」（規則様式第25号）を提出する必要があります。

□届出書類（写し）は、事業完了後も5年間保存する必要があります。（条例第23条第2項）

図表4-25 土砂等の埋立て等完了届（規則様式第25号）の記載事項

住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
許可の年月日及び番号
埋立て等区域の位置
土砂等の埋立て等の期間
土砂等の埋立て等を完了した年月日
完了した埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合には、その内容

(ii) 廃止又は休止する場合

□土砂等の埋立て等の施工途中で、埋立て等を行わなくなった（廃止した）場合は、廃止日から30日以内に、図表4-26に掲げる事項を記載した「土砂等の埋立て等廃止（休止）届」（規則様式第26号）を提出する必要があります。

□土砂等の埋立て等を、2ヶ月以上休止する場合は、休止の日から10日以内に、図表4-26

に掲げる事項を記載した「土砂等の埋立て等廃止（休止）届」（規則様式第 26 号）を提出する必要があります。

□届出書類（写し）は事業廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-26 土砂等の埋立て等廃止（休止）届（規則様式第 26 号）の記載事項

住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
許可の年月日及び番号
埋立て等区域の位置
土砂等の埋立て等の期間
土砂等の埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間
土砂等の埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
休止又は廃止の理由
埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合には、その内容

(iii) 再開する場合

□休止していた土砂等の埋立て等を再開する場合には、図表 4-27 に掲げる事項を記載した「土砂等の埋立て等再開届」（規則様式第 27 号）を提出する必要があります。

□届出書類（写し）は、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-27 土砂等の埋立て等再開届（規則様式第 27 号）の記載事項

住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
埋立て等区域の位置
許可の年月日及び番号
休止期間
再開年月日

② 市による確認等（条例第 24 条第 2 項、第 3 項関係）

(i) 市による確認・通知

□完了届又は廃止（休止）届が提出された場合は、市は届出のあった土砂等の埋立て等が許可の基準（3.(4)参照）に適合しているかどうかの確認を行います。確認の際には、現地調査を行う場合があります。

□上記の確認結果について通知します。

(ii) 災害防止上及び生活環境保全上必要な措置

- (i) で「土砂等の崩落、飛散又は流出による災害防止上及び生活環境の保全上必要な措置が講じられていない。」旨の通知を受けた場合、その通知の内容を是正する措置を講じなければなりません。
- 措置を講じない場合、措置命令の対象となります。

(4) 地位を承継する場合 (条例第25条関係)

■ポイント

- 埋立て等の許可について、次のような場合など、当該埋立て等の区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した場合は、地位承継の申請をし、承認を受ける必要があります。(条例第25条関係)
 - ・相続により、埋立て等の地位を承継しようとする場合
 - ・吸収合併等により、地位を承継しようとする場合
 - ・事業譲渡等により、地位を承継しようとする場合
- この申請をするためには、土地所有者の同意が必要です。
- なお、承認を受けなかった場合や、虚偽の申請により許可を得た場合など、罰則(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)や許可取消し、埋立て等の停止命令などの対象となります。

① 地位承継の申請 (条例第25条第2項関係)

(i) 土地所有者への説明・同意 (条例第10条関係)

- 許可の地位承継を申請しようとする者は図表4-28に掲げる事項について、土地所有者に説明する必要があります。
- 土地所有者の同意については、「土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書(地位承継)」(規則様式第6号)を使用しなければなりません。
- その際、当該様式に記載している「同意に当たっての留意事項」を必ず説明し、確認してもらってください。
- 条例第10条の規定による、説明及び同意を得なければならない土地所有者の範囲は、「埋立て等区域」(2.(1)③参照)内の土地の所有者です。しかし、埋立て等が円滑に継続されるよう、進入路や調整池、その他許可に必要な施設が存在する土地の所有者へも説明を行い、理解を得るようにしてください。

図表4-28 土砂等の埋立て等の許可に関する地位承継の承認申請における土地所有者への説明事項

住所、氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第8条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(ii) 地位承継の申請

- 土砂等の埋立て等の許可について、当該許可を受けた者から、その権原を取得した者は、図表4-29-1に掲げた事項を記載した「土砂等の埋立て等地位承継承認申請書」（規則様式第28号）を提出する必要があります。
- その際には、図表4-29-2に掲げる書類も添付しなければなりません。
- なお、申請には、土地所有者が承継に同意した書面（規則様式第6号）の添付が必要です。
- 申請書類一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第23条第1項）、事業完了又は廃止後も5年間保存する必要があります。（条例第23条第2項）

図表4-29-1 土砂等の埋立て等地位承継承認申請書（規則様式第28号）の記載事項

氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
条例第8条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
許可の年月日及び番号
土砂等の埋立て等の期間
埋立て等区域の位置
管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
承継の理由
次に該当する場合は、付表に必要事項を記載して添付して下さい。 <ul style="list-style-type: none">・申請者が法人である場合：その役員の氏名、住所及び生年月日・申請者が未成年者である場合：その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）・申請者に使用人がある場合：その使用人の氏名、住所及び生年月日

② 地位承継の承認の基準

地位の承継の承認を受けるための要件・基準は次のとおりです。承認申請に際しては、(i) 及び (ii) の要件を満足しておくことが必要です。

(i) 欠格要件

- 図表3-8に掲げる欠格要件に該当しないことが必要です。（ただし、「許可の申請前に」とあるところを「地位承継の申請前に」と読みかえる。）
- なお、これらの欠格要件に該当しないかどうか、尾鷲警察署など関係機関に照会することがあります。

(ii) 資力に係る基準

□3 (4) (ii) 参照

図表 4-29-2 土砂等の埋立て等地位承継承認申請書の添付書類

条例第10条第3項の土地所有者の同意書（規則様式第6号）
承継しようとする土砂等の埋立て等の許可の許可証の写し
申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
申請者が条例第14条第1項第1号アからクまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（規則様式第9号）
土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（規則様式第3号）及び工事業者の見積もりなど必要経費を証する書類
○財務諸表 直前3事業年度における財務諸表等【規則第12条第3項第23号ア及びイ】 【法人】 ・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 【個人】 ・資産に関する調書
○納税関係書類 直前3事業年度の法人税（個人にあっては、所得税）の滞納がないことを証する書面【規則第12条第3項第23号ア及びイ】 【法人・個人】 ・国税：納税証明書
資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面
条例第8条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は条例第8条の許可を受けた者から当該土砂等の埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面

（注1）公的機関・金融機関の発行する証明書類等は、発行日から起算して3ヶ月以内のものに限る。

（注2）住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの

(5) 命令・許可の取消し (条例第 26 条、第 27 条、第 34 条)

■ ポイント

- 許可を受けた土砂等の埋立て等に関して、遵守すべき義務を実施しなかつたり、虚偽の申請や他法令の違反が発覚した場合には、埋立て等の停止や必要な措置についての命令、許可取消しの対象となります。
- また、命令の内容等については公表することがあります。
- 命令（①のみ）に違反した場合は、罰則の対象となります。

① 命令（条例第 26 条関係）

- 条例第 8 条の許可を受けて土砂等の埋立て等を行う場合などにおいて、災害の防止や生活環境の保全上の観点から、図表 4-30 に掲げる命令を行う場合があります。（条例第 26 条関係）
- この命令に違反した場合、罰則の対象となります。

② 許可の取消し及び土砂等の埋立て等の停止命令（条例第 27 条関係）

- 条例の許可を受けた者が図表 4-31 の左欄に該当する場合は、許可の取消し又は埋立て等の停止命令の対象となります。（条例第 27 条関係）

③ 命令時の公表（条例第 34 条関係）

- 市は①又は②（条例第 26 条又は第 27 条第 1 項）の命令をした場合、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができます。（条例第 34 条関係）
- 公表する場合は、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又は代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会のため、意見の聴取を行います。

図表 4-30 命令の概要

命令の種類	命令の概要
1.災害防止のための緊急の措置命令・埋立て等停止命令 (条例第 26 条第 1 項)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：条例第 8 条の許可を受けた者 ○条件：土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるとき ○命令内容 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために必要な措置（相当の期限） ・当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止（相当の期間） ○命令違反時の罰則：2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
2.無許可で埋立て等している者への撤去命令・措置命令 (条例第26条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：条例に違反して許可を受けないで土砂等の埋立て等を行った者（無許可変更の場合も含む） ○命令内容 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の全部又は一部の撤去（相当の期限） ・土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置（相当な期限） ○命令違反時の罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3.埋立て等完了等した者、許可を取り消された者への措置命令 (条例第 26 条第 3 項)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：埋立て等を完了・廃止・休止し、又は条例第 27 条第 1 項による許可を取り消された者で、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずる義務がある者（条例第 24 条第 3 項及び第 27 条第 2 項に該当する者） ○条件：上記義務が果たされない場合 ○命令内容 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために必要な措置（相当の期限） ○命令違反時の罰則：2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
4.災害防止又は構造基準適合のための措置命令・埋立て等停止命令 (条例第 26 条第 4 項)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：条例第 8 条の許可を受けた者 ○条件：土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置（条例第 14 条第 1 項第 5 号）又は構造基準（同第 6 号）に適合しないと認めるとき ○命令内容 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために必要な措置（相当の期限） ・当該許可に係る土砂等埋立て等の停止（相当の期間） ○命令違反時の罰則：2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
5.排水の水質基準不適合時の調査命令・措置命令・埋立て等停止命令 (条例第 26 条第 5 項)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：条例第 8 条の許可を受けた者 ○条件：排水の水質基準に適合しないことを確認したとき（条例第 21 条等） ○命令内容 <ul style="list-style-type: none"> ・原因の調査（相当の期限） ・当該許可に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置（相当の期限） ・当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止（相当の期間） ○命令違反時の罰則：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

図表 4-31 許可の取消し・埋立て等の停止命令の概要

該当条件	許可取消しの対象	埋立て等の停止命令の対象
1.許可等取得に虚偽・不正があった場合 ○偽りその他不正の手段により許可（変更許可含む）又は地位承継の承認を受けたとき。	○	○
2.埋立て等未着手（許可後1年間）の場合 ○正当な理由なく、許可（条例第8条）を受けた日から起算して1年を経過した日までに土砂等の埋立て等に着手しないとき。	○	○
3.埋立て等不実施（1年以上）の場合 ○許可（条例第8条）に基づき土砂等の埋立て等に着手した後、正当な理由なく、1年以上引き続き土砂等の埋立て等を行わないとき。	○	○
4.暴力団関係者の場合 ○申請者が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合	○	—
5.役員等が暴力団関係者の場合 ○役員又は法定代理人、使用人が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合	○	—
6.無許可変更を行った場合 ○変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けないで変更したとき。	○	—
7.許可に付された条件に違反した場合 ○許可に付された条件（変更許可に付された条件も含む。）に違反したとき。	○	○
8.各種報告義務等違反した場合 ○条例で規定する次の義務に違反した場合 ・土砂等の搬入の報告（発生元、汚染のおそれ確認）（条例第18条） ・土砂等管理台帳の作成（条例第19条） ・使用された土砂等の量の報告（条例第20条） ・排水の水質検査とその結果の報告（条例第21条） ・標識の掲示等（条例第22条）	—	○
9.命令に違反した場合 ○条例第26条の命令（図表3-4）に違反した場合	○	—

(6) 土砂等搬入禁止区域の指定（条例第30条～32条関係）

■ポイント

- 許可を要しない土砂等の埋立て等であっても、埋立て等区域の面積が1,000m²以上3,000m²未満であって、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあるなどの場合には、搬入禁止区域の指定の対象となります。（条例第30条関係）
- 搬入禁止区域に指定されると、何人も土砂等の搬入はできません。（条例第31条関係）
- 搬入禁止区域に土砂等を搬入した場合、罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）の対象となります。

① 土砂等搬入禁止区域の指定

- 1,000m²以上3,000m²未満の土砂等の埋立て等区域（許可の要不必要は問わない）及びその周辺の区域において、次のいずれにも該当する場合は、市はその埋立て等区域及び周辺の区域を、土砂等の搬入禁止区域に指定します。（条例第30条）
 - ・土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められるとき
 - ・条例の目的（第1条）を達成するため必要があると市が認めるとき
- 搬入禁止区域の指定期間は、6ヶ月を超えない期間です。ただし、当該期間が満了する時点において、禁止区域に指定した事由が解消されていないと認める場合は再度指定します。
- 搬入禁止区域の指定をした場合、市は図表4-32に掲げる事項を告示し、市HPにて公表します。
- この告示がされた以降は、何人も土砂等を搬入してはなりません。（条例第31条）この規定に違反した場合、罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）の対象となります。
- 指定に当たっては、当該埋立て等区域及び周辺区域において、測量や調査、禁止区域の明示措置などのために、市職員が身分証明書を提示して立ち入る場合があります。

図表4-32 搬入禁止区域指定時の告示内容

土砂等搬入禁止区域の位置
区域及び面積
指定の期間
指定の理由

② 土砂等搬入禁止区域の指定の解除（条例第32条関係）

- ①で搬入禁止区域に指定された事由が解消されたと認める場合、市は指定を解除します。
- 搬入禁止区域の指定を解除した場合、市はこの内容について告示します。この告示をもつて、指定解除されたことになります。

図表 4-33 搬入禁止区域指定時の告示内容

土砂等搬入禁止区域の位置
区域及び面積

【参考】土砂等搬入禁止区域の指定の条文と制定趣旨

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第30条 市長は、埋立て等区域（第8条に規定する埋立て等許可を受けなければならないものに限る。）及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。
- 4 市長は、第1項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、再度同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。
- 5 市長は、第1項の規定による指定の準備をするため必要があるときは、その必要な限度において、その職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

【制定趣旨】

土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するための施設の設置や計画がないまま土砂等の埋立て等が行われた場合は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害発生のおそれが生じ、「災害の未然防止及び生活環境の保全」という条例の目的が達成されないことになる。

このような土砂等の埋立て等を行っている者に対しては、行為停止等の指導や命令等を行うことになるが、これらの者が指導等に従わず土砂等の搬入が継続された場合には、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害発生のおそれがさらに増大し、人の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれが生じることがある。

そこで、この条例では、以上のような土砂等の埋立て等が行われている土地における土砂等の崩落、飛散又は流出の災害発生を未然に防止し、市民生活の安全を確保するため、現に土砂等の埋立て等が行われている土地とその周辺の土地に土砂等の搬入を禁止する必要があると市長が認めた場合、その区域を「土砂等搬入禁止区域」として指定することとした。

(7) その他（報告の徴収・立入検査、罰則）（条例第33条、第37条～第42条）

① 報告の徴収（条例第33条関係）

- 市は必要に応じて、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者又は土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者に対し、土砂等の埋立て等の施工の状況やその他必要な事項の報告を求めることができます。（条例第33条）
- この報告の求めに応じなかった場合や虚偽の報告をした場合、罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。
- 市は必要に応じて、条例第10条の同意をした土地所有者に対して、当該同意をした埋立て等の施工状況の確認状況（条例第28条第1項）やその他必要な事項の報告を求めることがあります。

② 立入検査（条例第33条関係）

- 市は必要に応じて、身分証明書を提示したうえで、土砂等の埋立て等を行う者の管理事務所、事業場その他事業を行う場所に立ち入ることができます。（条例第33条）
- また、帳簿書類その他の物件を検査し、試験のために土砂等や排水などを無償で収去すること、関係者への質問ができます。
- これらの立入検査等を拒んだり、妨げたり、質問に回答しなかったり、虚偽の回答をした場合は、罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

③ 罰則（条例第37条～第42条）

- 土砂等の埋立て等に関する方は、条例の定めを遵守しなければなりません。条例に違反した場合は、図表4-34に掲げる罰則が適用されます。

図表 4-34 本条例の罰則

違反事項		罰則
無許可等の埋立て	<ul style="list-style-type: none"> ○許可（条例第 8 条）を受けずに埋立て等を行った者 ○許可（条例第 15 条第 1 項）を受けずに許可を要する変更を行った者 ○承認（条例第 25 条第 1 項）を受けずに、許可の地位を承継し、埋立て等を行った者 	2 年以下の懲役
虚偽等による許可等の取得	<ul style="list-style-type: none"> ○虚偽や不正な手段により <ul style="list-style-type: none"> ・許可（条例第 8 条）を受けた者 ・許可（条例第 15 条第 1 項）を受けた者 ・許可の地位承継の承認（条例第 25 条第 1 項）を受けた者 	又は 100 万円以下の罰金
措置命令違反（災害防止措置）	○災害防止等のための命令（条例第 26 条第 1 項～4 項）に違反した者	100 万円以下の罰金
措置命令違反（排水の水質基準不適合）	○排水の水質基準に適合しなかった場合の命令（条例第 26 条第 5 項）に違反した者	1 年以下の懲役 又は 100 万円以下の罰金
土地所有者への命令違反	○条例第 10 条による同意をした土地所有者が当該同意に係る埋立て等の施工状況の定期確認をしなかった場合に発せられる命令（条例第 29 条第 2 項）に違反した者	6 ヶ月以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金
搬入禁止違反	○搬入禁止区域に土砂等を搬入した者（条例第 31 条）	
搬入の報告義務違反	○搬入土砂等の発生元の確認と汚染のおそれの確認の報告（条例第 18 条第 2 項）を行わなかった者、又は虚偽の報告をした者	
土砂等管理台帳義務違反	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂等管理台帳（条例第 19 条）を作成しなかった者 ○土砂等管理台帳に必要な記載をしなかった者 ○土砂等管理台帳に虚偽の記載をした者 	
使用土砂量報告義務違反	<ul style="list-style-type: none"> ○使用された土砂等の量の報告（条例第 20 条）を行わなかった者 ○使用された土砂等の量について虚偽の報告をした者 	
水質調査及び報告義務違反	<ul style="list-style-type: none"> ○排水水質調査（条例第 21 条第 1 項又は第 2 項）を行わなかった者 ○水質調査結果報告（条例第 21 条第 1 項～3 項）を行わなかった者 ○水質調査結果について虚偽の報告をした者 	50 万円以下の罰金
標識及び境界標設置義務違反	<ul style="list-style-type: none"> ○標識（条例第 22 条第 1 項）を掲示しなかった者 ○境界標（条例第 22 条第 2 項）を設置しなかった者 	
報告義務違反	<ul style="list-style-type: none"> ○市の求める報告（条例第 33 条第 1 項）をしなかった埋立て等を行っている者 ○虚偽の報告をした埋立て等を行っている者 	
立入検査の拒否・妨害・忌避等	○市による立入検査、物件の収去、質問（条例第 33 条第 2 項）を拒否、妨害、忌避した者	
届出義務違反	<ul style="list-style-type: none"> ○次の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な変更の届出（条例第 15 条第 5 項） ・埋立て等の着手の届出（条例第 17 条） ・完了、廃止（休止）、再開の届出（条例第 24 条第 1 項） 	30 万円以下の罰金
関係図書保存義務違反	○土砂等管理台帳及び市に提出した書類の写しの保存（条例第 23 条）をしなかった者	

5 土地所有者の責務・義務 (条例第6条、条例第28、29条関係)

■ポイント

- 本条例では、条例の許可を要する埋立て等区域の土地所有者の同意（条例第10条）がなければ、許可はできません。
- また、条例第10条による同意をした土地所有者には、埋立て等の状況確認等の義務を課しています。（条例第28条関係）
- 不適正な埋立て等が行われていた場合において、土地所有者がこの義務を怠っていた場合には、土地所有者も、勧告及び命令の対象となります。（条例第29条関係）
- 条例の許可等を受けようとする方は、埋立て等区域の土地所有者に規則様式第4号（様式第5号または第6号）を提示、説明した上で、同意を得るようしてください。

（1）土地所有者の責務（条例第6条関係）

- 許可の要不要や面積等に関係なく、全ての土砂等の埋立て等の区域の土地所有者は、所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。

（2）土地所有者の義務（条例第28、29条関係）

① 埋立て等に同意する場合

- 次の者は土地所有者の同意を得たことを証する書面の提出が義務付けられています。
 - ・土砂等の埋立て等の許可（条例第8条）を受けようとする者
 - ・土砂等の埋立て等の変更許可（条例第15条第1項）を受けようとする者
 - ・土砂等の埋立て等の許可の地位承継の承認（条例第25条第1項）を受けようとする者
- その際、定められた様式（規則様式第4号～第6号）に土地所有者の署名押印（法人の場合は記名押印でも可）が必要となります。
- 上記同意をする場合には、埋立て等を行おうとする者等から、申請の具体的な内容について説明を求めるとともに、同様式に記載している「【同意に当たっての留意事項】」を十分にご理解いただいたうえで署名押印等をするようにしてください。

② 埋立て等に同意した場合

（i）埋立て等の状況の確認

- 条例第10条による同意をした土地所有者は、埋立て等が施工されている間、毎月1回以上はその埋立て等の状況を確認する必要があります。
- 状況の確認は、同一地点から同一方向の写真を撮影するなどして、同意する前に説明を受けた埋立て等の形状や高さ、位置等と合致しているかどうかの確認などを行ってください。
- 確認した場合は、確認結果を保管するようにしてください。
- 土地所有者が遠方に居住するなど、何らかの理由で自らが埋立て等の状況の確認が困難な場

合であっても、他の者に依頼するなどの方法により確認が必要です。

(ii) 埋立て等に異常が見られた場合の対応

- (i) の埋立て等の状況の確認において、同意する前に説明を受けた埋立て等の形状や高さ、位置等と明らかに異なる埋立て等が行われていることを把握したときは、次に掲げる事項を実施する必要があります。
 - ・直ちに、土砂等の埋立て等を行っている者に対して、埋立て等の中止又は原状の回復その他の必要な措置を講ずるよう求める（口頭で求めた上で、書面でも早期に求めることが望ましいです。）
 - ・速やかに、市へ報告する
- 条例第10条の同意をした土地所有者は、その同意した埋立て等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに市へ通報しなければなりません。

(3) 土地所有者への勧告・命令 (条例第29条関係)

① 土地所有者への勧告

(i) 土地所有者への勧告

- 市が土砂等の埋立て等を行っている者に対して、災害防止等の命令（条例第26条第1項、第3～5項）をしたにも関わらず、期限までにその命令に係る措置を講じない場合において、条例第10条の同意をした土地所有者が次のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。
 - ・埋立て等の状況の確認 ((2)②(i)) を怠った場合
 - ・埋立て等に異常が見られた場合の市への報告 ((2)②(ii)) を怠った場合

(ii) 土地所有者への命令

- (i) の勧告に土地所有者が従わない場合であって、その土地所有者に勧告した内容を講じさせることが相当と認めるときは、その必要な措置を講ずるよう命令があります。
- この命令に違反した場合、罰則（6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）の対象となります。

6 土砂等を発生させる者の責務（条例第5条関係）

■ポイント

- 土砂等を発生させる方（建設工事の発注者及び受注者）は、埋立て等が行われている場所に土砂等を搬入する場合には、その埋立て等の状況や許可の有無の確認など、適正な処理が行われるように努めてください。
- また、条例の許可を有する埋立て等区域に土砂等を搬入する場合には、搬入する前に、「土砂等発生元証明書」（規則様式第17号）と当該搬入土砂等に汚染のおそれがないことを証明する書面を、当該埋立て等区域の許可を受けている者に提出してください。

（1）土砂等を発生させる者の責務（全ての方）（条例第5条関係）

□建設工事に伴う土砂等の発生を抑制し、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂等により不適正な土砂等の埋立て等が行われることがないよう、適正な処理に努める必要があります。

（2）土砂等を発生させる者の責務（許可を有する埋立て等区域に土砂等を搬入する方）

□許可を有する埋立て等区域に土砂等を搬入する場合に、その搬入より前に、当該埋立て等区域の許可を受けている者に、次の書面を提出して下さい。（条例第18条関係）
・「土砂等発生元証明書」（規則様式第17号）
・搬入土砂等の汚染のおそれがないことの確認を証明できる書類

埋立て等許可通知書

年 月 日

土地所有者 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第16条第1項及び同条第2項の規定により、同条例第8条の許可を受けたことを、関係書類を添えて、次の事項とともに通知します。

許可年月日及び許可番号	
土砂等の埋立て等の目的	
埋立て等区域の位置	
埋立て等区域の規模	
土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地	
当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名	
土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画	
土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量（※1）	
土砂等の埋立て等の期間	
土砂等の埋立て等の土砂等の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状（※2）	
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画（※3）	
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置	
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置	
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 ・粉じんの飛散の防止措置 ・土砂及び雨水等の流出の防止措置 ・騒音及び振動の防止措置 ・その他	
許可に付された条件	

(※1) 一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量を記載してください。

(※2) 一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状。

(※3) 発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂等の種類及び区分を規則様式第8号付表1に記載して添付してください。

手引き様式第2号（参考様式）

変更許可通知書

年 月 日

土地所有者 様

住 所

氏 名 印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第16条第3項の規定により、同条例第15条第1項の許可を受けたことを、関係書類を添えて、次の事項とともに通知します。

当初の許可年月日及び許可番号	
変更許可の許可年月日及び許可番号	
変更内容（変更前）	
変更内容（変更後）	
変更理由	
許可に付された条件	

手引き様式第3号（参考様式）

軽微変更許可通知書

年　　月　　日

土地所有者　　様

住　所

氏　名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第16条第4項の規定により、同条例第15条第4項の許可を受けたことを、関係書類を添えて、次の事項とともに通知します。

当初の許可年月日及び許可番号	
変更内容（変更前）	
変更内容（変更後）	

手引き様式第4号（参考様式）

土地の利用状況等の調査結果書

1 調査を実施した土地					
2 土砂等の発し場所の土地の所有者					
3 調査実施者	自 社（所属： 氏名： ） 指定調査機関（ ） その他（ ）				
4 調査方法	・資料での確認 ・ヒアリングの実施（土地使用者、使用者、従業員、その他（ ））				
5 調査内容					
(1) 調査の結果地歴が判明した期間（注1）	西暦 年 月 ~ 西暦 年 月 ()				
(2) 特定有害物質の取扱いを行っていた工場等の設置の状況	有 · 無 · 不明				
(3) 土地利用の状況（地目）					
(4) 特定有害物質の取扱い等の状況					
① 取扱っていた特定物質の種類及び量	種類 (注2)	特定有害物質の種類： 特定有害物質の種類： 特定有害物質の種類：	量	／年 ／年 ／年	
② 特定有害物質の取扱いの内容及び期間					
③ 特定有害物質の漏洩等の事故の有無					
6 特定有害物質による汚染の状況調査の有無（注3）	有 · 無 · 調査中				
7 その他参考となる事項（注4）					

備考 ・土砂等の発生場所を明らかにした図面を添付してください。

- ・登記事項証明書（（登記簿謄本（コピー可））を添付してください。
- ・過去に有害物質を取扱い等していた場合は、その使用場所がわかる図面を添付してください。
- ・指定調査機関による調査を行っている場合は、その結果書の写しを添付してください。

注1 調査の結果、地歴が不明な期間がある場合は（）にその期間を記載してください。

注2 取扱い等をしていた有害物質が4種類以上ある場合は、「別紙のとおり」、と記載し別紙を添付してください。

注3 特定有害物質による汚染の状況を調査している場合は、その結果書の写しを添付してください。

注4 ・土地の地質情報（金属鉱床が分布している）など汚染のおそれを把握するうえで必要な情報がある場合は、その内容を記載してください。

- ・水質汚濁防止法以外で、特定有害物質の使用等に関して届出等を行っている場合は、その内容を記載してください。

■問い合わせ先

尾鷲市環境課

〒519-3952 三重県尾鷲市古戸町 10 番 9 号 (クリンクルセンター)

TEL : 0597-23-8251

FAX : 0597-23-1700

Mail : kankyou@city.owase.lg.jp